

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 10, October 1903.

VOL. XXII.

監獄協會雜誌

明治四十二年

本月一四二十日發行

十月二十日發行

第貳拾貳卷

第拾號

監獄協會發行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾貳卷第九號）明治四十二年九月二十日發行（第一四二十日發行）

第貳拾貳卷第十號目次

○論 說

○ボルスタル設備に就て……司法省參事官 谷 野 格

○講 演

○教誨及教育に就て(承前)……赤松 連城 (一九頁)

○寄 書

○幼年監開設に就て……川 越 革 聲 子 (四〇頁)

○何を以て行刑の主眼とすへきか……藤 木 法 林

○日韓人の行刑方法(司法權委任實施に就て)……

……京 城 星 孤 松

○監獄衛生雜感(其八)……金 澤 石 崎 倉 樂 生

○改正刑法并に改正監獄法實施後に於ける趨勢……

……日 比 谷 吉 野 法 鐵 居 士

○統 計

○明治四十二年八月末日現在々監人員表…… (五六頁)

○明治四十二年八月末日現在受刑者罪名表……

○明治四十二年八月末日現在受刑者罪名表……

○雜 錄

○ウオームスワッド監獄を訪ふの記…… (六二頁)

○皇太子殿下裁判所に行啓あらせらる

○大谷派教務所長會同諮詢會……

○内務省開備地方自治救濟事業講習會……

○監獄日曜講演……

○假出獄者へ注意……

○逃走事故……

○刑事人類學者ロンプロッ博士逝く…… (七四頁)

○法 令…… (七六頁)

○叙任及辭令…… (七六頁)

○本會記事…… (七七頁)

○茶話會……

○豫 報……

○讀者の間！編者の答！……

監獄協會雜誌第貳拾貳卷第拾號

論 說

○ボルスタル設備二就テ

第一章 總 說

司法省參事官 谷 野 格

ボルスタル設備とは Borstal Scheme, Borstal System 又は Borstal Institution を指稱するものにして
數年來英國に於て發達したる行刑上の一制度に屬す而して所謂ボルスタルとは倫敦の東方ロチエスタ
1附近の町村名にしてボルスタルに在る監獄に於て發達したる行刑制度なるを以てボルスタル設備と
云ひ幼年者及び成年者と區別したる意義に於ける青年即ち Juvenile Adult に對する行刑制度の改善を
其實質とすボルスタル制度が刑事政策上如何なる價值を有するやを別問題とするも英國に於て實施せ
らるゝこと約八年監獄報告に依れば比年良好の成果を收むるもの、如し若し然らば單に此行刑歴史上
の一產物たる點のみより論ずるも學者の考究を脱することを得ざるべし恰も英國に於ては、一九〇八年
即ち昨年十二月「一九〇八年の犯罪防止法」を發布し本年八月一日より之を實施してボルスタル設備に
收容し得べき青年の範圍其他を明定し獨逸國豫備判事 Javin Kluge 氏は刑法學雜誌第二十九卷第六
號(五月發兌)に於て「英國に於ける十六歳以上の少年に對する行刑」なる題下にボルスタル設備、
及び變體的ボルスタル設備に付き詳細に叙述せられたるを以て予も上述の法律、論說其他關係の法令
規則、監獄報告等を取捨して左に此制度即ち純ボルスタル設備の梗概を紹介せんとす變體的ボルスタ

ル設備は短刑期者、純ボルスタル處遇を爲すに適せざる者等に關する拘禁制度にして此種の者の數比較的多大なる結果實際上の價値亦甚大なりと雖も以て設備の眞趣意を解するに足らずと信するを以て茲に之を論せず

第二章 沿革

英國に於ては四人の待遇を改良する目的を以て一、八九四年アスキス氏は議員、警察判事等八人を以て組織せられたる委員會を設置し其調査の任に當らしめたるが同委員會は翌一、八九五年四月十日を以て浩瀚なる報告書を呈出した。右報告書は諸般の獄制に亘り其意見を表示したるものなりと雖もその特に青年に對する行刑に關する部分の意見は「慣習性犯人たる時機は主として十六歳乃至廿一歳特に十七歳乃至十九歳の間に在るを以て此種の者を犯罪と近接せしめざる爲め爾余の計畫の外尙試に刑事感化院を官設すべし、試験は適度の計畫に於て開始せらるへし但し其結果にして良好なりとの證明を得たる場合には之を擴張することを得べき計畫なるを要す裁判所は二十三歳以下の犯人を一年乃至三年の期間此種の設備に交付することを得べき制度及び宣告の如何に依り差等を附し自由に行使し得べき認可釋放 License の制度を設くべし、而して感化院の被收容者にして其首長に於て管理し難き者は其申告に因り簡易手續裁判所に於て其在院期の殘期間之を刑事感化院に移付することを得せしめ内務大臣も亦同様適當なりと思料したる場合に於ては廿三歳以下の者を監獄より刑事感化院に移付する權限を有す可きものとす要するに刑事感化院は監獄及び感化院の中間に在る設備たらしむ可きものとし農業及び開墾を爲す可き廣大なる土地を有する地方に之を設立す可し各事件に相當する刑罰の抑制的部面なかる可からずと雖も亦健全なる教育、各種の工業に付ての練習を爲す豊富の材料を有し尙は良好且つ健全なる道義上の感化を附與す可き資格を具備するを要す予輩は何人よりも此計畫に對する重要な非難を受くることを得ざりし」と云ふに在りしが如し。同年七月獄政當局者は如上の報

告に對し感化院調査の爲め組織したる委員會の意見を發表を待つ旨、提議に係る感化院設備の詳細の方法を確定せざるを得ざる旨及び裁判所及び内務大臣に提議に係る如き重大の職權を附與するは恐らく輿論に背馳す可きとも斟酌を要す可き旨の意見を公表したり爾來六年間に於て上述の委員會の報告に係る提議は漸次採用せられたりしが青年に對する行刑に關する部分の意見は一、九〇二年に至り實施を見るに至りたり同年一月地方監ボルスタル監獄及び District 監獄の一部を利用し青年に對する刑事感化院を設備し十六歳乃至廿一歳の犯人中長刑期を有する少數者を選択して收容し特別の處遇法を發布し同年十月より之を實施したり

ボルスタル制度實施の成績如何は現時に至るまでの一懸案なりと雖も英國に於ける當時の意向は之を一、九〇四年度即ち一、九〇三年四月より翌四年三月に至る期間の監獄報告に於て之を見ることを得べし同報告に依れば内務省及監獄委員會はボルスタル計畫の爾後の發展を以て同期間中其注意を惹起し又は内務大臣より指導せられたる重要な行政問題の一なりとし説きて云ふボルスタル計畫は一、九〇二年十月を以て正式に創始せられたるものにして今や其實際上の效果に付き多少の意見を有すべき期間實施せられたるなり而して首府以外の都市に同計畫を擴張し又英國監獄制度の永久的態様として同計畫を繼受せんことを考慮すべき時期に達したり予輩は現時に至る迄に得たる實際上の成果及び過般内務大臣に呈示せられたる訪問委員會の良好なる報告に激勵せられ更に二個の重要な計畫に着手せんとす云々其一是爾來首府及び其附近のみに制限せられたる此制度の適用を全國に擴張せんとするに在り中略口制度の擴張！爾來の經驗は予輩が前報告に於て豫想し置きたる一事即ち改良を爲すに付ては時期は其成效上必要な條件なることを明確に證明したり予輩は先づ六月以上の者を倫敦監獄よりボルスタルに蒐集したりしが六月の期間は反抗的性情に眞正の印象を附與するに付き短期に失することを發見したるを以てボルスタルには十二月以上の者のみを移送することに決定したり如上の案

件は比較的少數なりしを以て予輩をして其實行を爲すことを得せしめたり而して倫敦監獄に於ける如上の案件數は現存の設備を充たすに足らざるを以て全國に就き十六歳乃至廿一歳の累犯者にして刑期十二月以上の者に對しボルスタル制度に依る處遇を爲す目的を以て其案件數を通知せしむることに著手したり若し現存の設備にして不足なりとせんか現時半は通常の犯人を收容するボルスタル監獄の全部を擧げて此種の案件の處遇に供するを得ることを希望す過去に於ける如く満足なる結果を得且つ新なるボルスタル協會の影響に因り必要なる場合に於て釋放の際實際的助力の方法を講ずる爲め充分なる基金及び一般の同情を得るものとすれば予輩は一、八九四年の委員會の提議したる標點以上に進歩したりと斷言することを憚からずと。一、九〇五年度の監獄報告に依れば過去數年の年報の讀者は所謂ボルスタル制度と稱するもの、意義及び目的を熟知せらるべし同制度は十六歳乃至廿一歳の昔年囚人に對し通常監獄規則と別異なる特別規則を適用すること即ち報酬を與ふる制度、獎勵を爲す制度及び希望を有せしむる制度を加味して調和したる過大の勞役、嚴重なる規則の制度なりとす云々(中略)世人の詳知する如く重大なる犯罪の統計中多數を占むる犯罪は要するに窃盜及び詐欺にして此種の特別犯罪の百分の四十が二十一歳以下の若年者に依り犯さるゝことは歎すべき而も意味ある事實なり然らば予輩は之を以て監獄事業及び改良に付ての一大原野と認むることを得べく若し犯行の慣習を有するに至らざる前此種特別の犯罪を其初期に於て防止したりとせば是れ徐々に且つ着々として慣行犯罪團體又は所謂 *Reckless* (累犯) と稱するものに多少の印象を附與するものにして此種の團體は當國のみならず各文明國に於ける毒物、難物且社會問題たるものとす²⁹時期が有效なる事業を爲すに付き必要なる條件なることは凡て若年者の陶冶に従事する者の間に於て議論の一致することろなりボルスタル協會は刑期の伸長を請求しボルスタル監獄の訪問委員會も亦過般内務大臣に面會して同様の希望を述べたり、時期の伸長は要するに一、八九四年の委員會に依り提議せられたる意義

に於ける法律の變更を意味す云々(中略)予輩は現行法律の下に於て多大の改善をなしたることを確信すると同時に若し一、八九四年の委員會の提議の如き法律の變更ありたりとせば多大なる改善を爲すを得たるものと確信す然れども予輩は當分現時の状態に於て發達せしめんことを提議す即ち遠からずボルスタルの建造物の半を占據せる通常囚人を他の監獄に移送し得べきことを望み尙は近き將來に於て英國北部に於ける案件をボルスタル式に依り處遇する爲め *Lanark* に在る監獄の一部を利用せんことを提議す(下略)と云ふ

英國當局のボルスタル制度觀は概ね上述の如し其結果として同年五月リンコン監獄女監を利用しボルスタル制度を採用するに至りたり一、九〇六年六月一日變態的ボルスタル制度を認め同七月十三日内務大臣に於て特別規則を發布し凡て十六歳乃至廿一歳の若年者は其宣告刑期の長短に拘はらず其適用を受くべき者とし其目的を達する爲め數多の監獄に於ては若年者に對し特別なる處遇を爲すに至り一、九〇七年度の報告に依れば³⁹一、八九四年の監獄委員會の精査を経て申出たる提議に應當する立法行為に依るにあらざれば少年犯罪問題は之を解決することを得ずとの強固なる見解に達するに至りたるはボルスタル及びリンコンに於ける經驗及び此種の事件(青年保護事件)の取扱上成果を得たる經驗なり(下略)⁴⁰此方面に關する法令の變更に付ての希望は詳細内務大臣に之を陳情したり而して上述の提議に應當する立法即ち内務大臣は國家の犯罪處遇上成果を擧ぐるに付き最先に重要なりと認むる立法を爲すに躊躇せざる可きことを希望すと云ひ特別立法の必要を露骨に表示するに至りたり

一、九〇八年四月廿二日に於て當局は更に新規則を發布し
(I)一年以上の禁錮 *Imprisonment* に處せられ苦役に服すべき若年者は内務省内監獄局に於て之を

ボルスタル及びリンコンに在る監獄に移付し純ボルスタル制度に依り處遇すべし裁判所は若年

者のボルスタル制度に依る處遇を提議するを得べしと雖ども之を命令することを得ざる旨

(2) 其他の一月以上の禁錮に處せられたる若年者は監獄に設備したる一部に於て變態的ボルスタル制度に依り之を處遇すべし而して一月乃至四月の禁錮に處せられたる若年者には困難且つ連續的なる勞働業例之土工、耕耘に従事せしむ可く四月以上の禁錮に處せられたる若年者は之を十一個の所定監獄に集團せしめて通常の作業を科す但し既にボルスタル制度に依り刑の執行を爲したる者に付ては成年者に對する部分に拘禁するを原則とし特別の理由ある場合に限り例外として更にボルスタル制度に依り處遇すべし而して其裁斷は其監獄の典獄及び教誨師に於て之を爲すべく外國人は例外の場合に於てのみ若年者に對する部分に收容せらる可き旨

(3) 一月以下の禁錮に處せられたる若年者は將來變態的ボルスタル制度に依り處遇せずして單に左の特別規定を適用するに止むる旨

收容後は成る可く他囚と分離す可し、教誨師其他の適任者に於て其監房を訪問す可し、典獄の好意に依り他の若年者と共に體操を爲さしむることを得、釋放の際引受人たる可き團體又は私人に付き配慮す可し

如斯英國當局は刑事感化院の設備に付き法律を變更せずして一、八九四年の委員會の要求を満たさんとし當時現行の刑の執行法の下に於て諸般の行政規定を改變して略其目的を達することを得たりしが尙ほ之に満足せず同年十二月に於て上述の如く一、九〇八年の犯罪防止法の制定あり本年八月一日より之を實施したり茲に一、八九四年の委員會の報告以來多年の希望たりし法律の變更を遂行し始めて女子にも其適用を有せしめ完全にボルスタル制度の成果を擧げしむることを得るに至りたり

第三章 獄 則

ボルスタル監獄は由來軍務省の用務に服せしむる爲め囚人を收集したる監獄なりしが漸次若年囚人に對する特別處遇監獄に變更したるものなるを以て設備完全せりと云ふことを得されども當該地方に於ける健康地なるのみならず此種囚人の處遇上欠く可からざる耕耘事業に有利なる點に於て特長を有す當局は一、九〇七年度の報告に依れば囚人を利用し其監獄を改築する計畫を有し一、八〇八年度より之れに着手したるもの、如し

ボルスタル青年監獄取扱規程は一、九〇一年一月廿四日の制定に係るところにして監獄協會雜誌第十八卷第十二號に譯載しあるを以て參照を要す左に其規定の梗概と共に現時に於ける實際の取扱を叙述すべし

一 總說
ボルスタル監獄には十六歳乃至廿一歳の男子を拘禁す即ちボルスタル制度の適用は男子のみに限られ一、九〇四年四月より一、九〇八年三月に至る間十六歳乃至廿一歳の女子一、二八六八乃至二、四五二人の間を出入するに拘はらず一、九〇八年の犯罪防止法の實施に至るまで適用を見るに至らざりし而して青年囚は刑執行の着手の際十四日間原監獄に拘禁せられ委員會に於て其期間囚人の性格等を視察し適當と認められたる者のみボルスタル監獄へ移送せらるゝものとする但し此規定は犯罪防止法の爲め變更を受けたるもの、如し(細則三)尙左に掲ぐる獄則は上述の如くボルスタル監獄に特別なる青年監獄規則に關するものなるを以て特別の抵觸規定なき限りは一、八七七年の監獄法其他一般の監獄法令は其適用を有するものとす

二 拘禁
一、九〇八年度の報告に依ればボルスタル及びヒリンコーン二監獄に於て純ボルスタル制度に依り處遇せらるゝ者二百八十二人にして委員會に於ては囚人の性質年齢經歷及び犯罪の種類を斟酌して甲乙の二種に分類し尙ほ集禁すべき者を選定せしめ各種類は相互に之を近接せしむることを禁ず(規則一、二細則一)

四人は之を懲戒級通常級及び特別級の三階級に區別し特權上處遇を別異す而して新入監者は常に通常級に編入せられ懲罰の結果として他の階級に上下するものとす(規則三細則二)

而して獄内に於ける日課は概ね左の如し但し教育に付ての時間は一時間乃至二時間にして作業時間の中を以て之に充つ(細則一四)

起床 五、五〇——六、一〇、體操 六、一〇——七、一〇、朝食七、〇〇——七、四〇

就業 七、四〇——一、二〇、晝食 一、二〇——一、一〇 就業 一、二五——五、一五

夕食五、三〇——六、〇〇、禮拜 六、一五——六、三〇、同一階級の青年間の雑話 六、三〇、

七、三〇、自用 七、三〇——消燈 八、三〇

三 作業 作業に付ての特別規定と認む可きものは出獄後の生計に便利なる作業に就かしむ可く工場又は耕作地に在りては雜居せしむる旨なりとす(規則四)一、九〇七年四月乃至翌八年三月の年報に依れば作業の種類は製本、大工、靴工、鍛冶工、裁縫工(平均七十二人)、耕作夫(平均四十五人)、建築夫(平均四十人)、麵麩焼夫、炊事夫、掃除夫、園丁、洗濯夫、看護夫其他監獄の用務に就く者(平均四十八人)にして同年度に於ける囚人一人に換算したる作業所得は約百九十圓餘なりとす而して通常級に在る者即ち懲罰級に在らざる者にして一日勉否に付二點を得るときは一片、一日同一點を得るときは半片の作業賞與金を得べし

四 教誨及び教育 教誨及び教育に關しては教育は小學校令の趣旨に基きて之を爲し尙ほ設け道德上の談話又は圖書館備付の書籍に依り之を爲すことに注意すべき旨(規則六)、及び備付圖書の選擇は多大の注意を拂ひ主として青年囚の感化に益ある者を選定す可き旨(規則一六)の特別規定有に過す而て教誨及び教育に共通する手段としては(1)演説又は談話を認む最近の一年間に於て夏季は毎月一回冬季は毎月二回の割合を以て之を試みたり演説又は談話を爲したる者は典獄、教誨師、

監獄醫、教會軍、訪問委員會委員、白十字團體、救濟軍其他監獄歴訪演説者クルンソソ大佐等に於て其題目は例之、月、地球、干潮及び滿潮、動物界の如き或は勤勉、廉潔、勇氣、博識及び賭々天文学又は教誨師若人間及び其事業の如き簡單なる内容を有する書籍を朗讀して靜聽せしめたり(3)而して圖書館の内容亦豊富にして一週二回書籍の借替を許す但し下述の懲罰級に在る者には單に宗教的書籍のみに限り之を朗讀せしむ

イ 教誨 教誨は英國教會に屬する僧侶をして之に當らしむと雖も附近に住居する他宗例之舊教又は猶太教の僧侶をして異宗者の教誨に従事せしむ而して禮拜は日々之を舉行し時に談話を試み或は聖書時(Scripture)を舉行し或は讚美歌の練習を爲さしめ或は他宗派の禮拜を擧ぐる者及び懲罰執行者を訪問すと云ふ

ロ 教育 英國に於ける小學教育は七學年に區別せらるゝを以て監獄に於ける學級も亦七級に區畫すと雖も其編入は常に入監時に於ける囚人の實力に依りて之を爲し其従前修業したる學年の如何を問はず而して三學年修業前の者は毎日二時間宛甲乙級に通じ合同せしめて、五學年修業前の者は毎日一時間宛各監房に於て教育を爲し釋放六月前より教育を廢止す(規則六細則一四)但し教誨師に於て繼續して教育を施す必要ありと認むるときは勿論除外例たるべし學科目は讀書、習字、算術、自在書、用器書とす囚人の教育の程度は概算すれば百人中無教育者四人、一學年十七人、二學年二十三人、三學年三十人、四學年十八人、五學年三人、六學年一人、七學年一人の割合なるが如し

五 賞罰 賞罰に關しては階級の上下、採點及び作業賞與金の與不與に付き特別の規定あり共に

ボルスタル制度の特徴を以て見るべき重要な事件なりとす

イ 階級の上下(規則三、細則四、五、一八)典獄、教誨師、監獄醫を以て組織せられたる委員會に於て通常級の囚人行狀善良にして勤勉なる者と認むるときは之を特別級に上すことを得べく通常級又は特別級に在る者にして行狀可ならず且怠惰なりと認むるときは之を懲戒級に下すとを得但し特別級に上すに付ては少くとも後述の採點三百を得ることを要し懲罰級に下すに付ては其期間が降級に關する一般規定に定めるものなるときは典獄に於て專行し其規定以上のものなるときは委員會の命令に依り之を實行するものなり各階級に屬する特權の有無及び其差異は概ね左の如し

一 總説 特別級に在る者に限り(1)夜間三十分間長く燈火を使用することを得(2)其行狀を表彰する爲め三ヶ月毎に一個宛の賞表を附與することを得(3)罷役後一時間典獄・看守長又は教誨師の監視を受け校堂に於て雜居交談することを得然れども一日三十人に限り之を許可するを以て各囚に付て云へば二日又は三日毎に此特權を享有することを得るが如し(細則一九)

二 接見及び信書上の特權(細則一七)特別級に在る者にして行狀善良且つ勤勉なるときは毎月接見及び通信を許可し接見時間は三十分間とす通常級に在る者にして如上の條件を具備したるときは六週間毎に接見及び通信を許可し接見時間を二十分間とす而して懲罰級にある者には全然接見及び通信を禁止するものとす

三 作業上の特權 特別級に在る者にして行狀善良四個の賞表を得且つ刑期四分の三の執行を終りたるときは典獄は官吏の直接の戒護を受けずして監獄内の勞役に就くことを得べく又一人の官吏の指揮監督を受け監獄の用務たる否とを區別せず凡て外役に就くことを得外役に就きたる囚人は赤色の「カフス」を使用す

四 教誨及び教育上の特權 上述の如く懲罰級に在る者には宗教に關する書籍の外閱讀を禁止す

五 給養上の特權(細則一一、一二、一三)

イ 衣服 獄衣の色は各階級に應じて三種とし特別級に在る者に付ては藍色とし通常級に在る者に付ては鶯色とし懲罰級に在る者に付ては通常囚人に關する着色即ち濃褐色とす

ロ 臥具其他の雜具 特別級に在る者の監房には特別の鐵製寢臺、毛布一組及び鏡を使用せしむ尙は典獄の許可あるときは差入に係る小形の繪畫及び寫眞を飾り付くることを得

ハ 食 特別級に在る者には日曜日に於て腰部脂肪漬物の外二オンスの舍利別及び腸詰ハオンスを給す(細則一一)

六 其他作業賞與金に關する特權ありと雖も後述の作業賞與金の與不與に付き叙述すべし

ロ 採點(細則六、七)採點の如何は直接階級の上下に影響し例之少くとも三百點を得たる者にあらざれば特別級に編入せらるゝことなく間接に作業賞與金の與不與及其多少にも影響を及ぼすべきものとす採點は行狀及び勉否の二方面に於て各別に之を爲すものにして日曜日及び祭日には全然採點を爲さず而して採點記入は典獄に於て毎月末之を爲し毎日行狀二點勉否二點以下として計算し尙は後述の特別の功勞に對する採點を加算するものとす

一 看守、體操教師及び教師は毎日行狀に付き採點を爲す善良なるときは二點、通常なるときは一點を與ふ不良なるときは全然採點を附與せず尙は懲罰級に在る者は行狀の如何に關せず全然採點することなし

二 工場看守又は授業手は勉否及び行狀に付き採點を爲し行狀に付ての採點は一に述べたる規定に依りて之を爲す勉否に付ての採點は多大の勤勉を二點とし通常の勤勉を一點とし懲罰級

に在る者には採點を爲さず

三 典獄、教誨師及び監獄醫より成る委員會は其毎月初の會合に於て囚人の行狀及び勉否上特別處遇を要するものと認めたるときは當時の行狀、服役の程度、教育及び作業の效果、改悛の程度を斟酌し教師及び看守の意見を參酌して特別の功勞に因る採點を爲すことを得此場合に於て採點は一週間に六點以下なるべきものとす

ハ 作業賞與金の與不與(規則八、九)懲罰級に在るものは全然作業賞與金を與へず特別級に在る者も上述の通常級に在る者と同様採點二點を得たるときは一日一片、同一點を得たる者には一日半片を給與し典獄、教誨師及び監獄醫を以て成る委員會に於て囚人の行狀凡て他囚の模範たるべきものと思料したるときは特別給與金(一圓二十四錢)を附與することを得但し作業賞與金及び特別給與金の總額は二十圓を超過することを得ず

ニ 其他の賞罰(規則三、八細則七〇)囚人の行狀に依り當該階級に對する特權を廢止し採點を減少することを得べし而して表彰の極點は減刑なりとす減刑は特別の推薦に依りて之を爲す即ち典獄、教誨師及び監獄醫を以て成る委員會に於て六月以上の刑期を有する囚人の在監中の行狀及び其性質を審査し適當と思料したる者に就き内務大臣は刑期六分の一以内の期間に限り減刑することを得べし而して委員會に於て不適當と決議したる者に就ては時々其調査を繰返す可きものとし其合議の結果は採點並に作業賞與金に關する氏名簿中の記事欄に記載し置く可きものとす

六 衛生及び醫療(規則五) 通常規定に依る運動に換へ又は運動の外囚人の體格に相應する體操を施行す可し體操は一日一時間宛柔軟體操又は用器體操又は行進を爲さしむるものとす

七 給養(規則二) 囚人の食は通常の囚人と同様なりと雖もは種々の食即ち通常規定に依る四ヶ月

過後給與せらるゝものを給す而して尙ほ左の増菜を附加せらるゝものとす、朝食一オンスのバター。晝食二オンスの麵麩。夕食水金に二オンスの乾酪土曜日には腰部脂肪の漬物に換へ五オンスの炙りたる骨無き羊肉。

八 釋放(規則七細則一九) 囚人の釋放前相當の時期に於て免囚保護場其他の慈善團體又は慈善家と協議し其引受保護を斡旋し尙ほ歸住地又は家宅と聯絡を通し釋放の際には釋放後に於て上述の團體又は個人に於て完全に免囚を保護し得る様助力す可きものとす而して此種の目的を達する必要上此種の團體員又は個人にして囚人の釋放前來監することありとせば成る可く便宜を附與して接見を爲さしむるべし

第四章 一、九〇八年の犯罪防止法

(犯罪とは英蘭及び愛蘭に於ては重罪又は偽造、變造の貨幣の行使又は偽造貨幣所持の罪又は虚偽の口實に依り物品又は金錢を得たる罪又は詐欺の陰謀の罪又は一、八六一年の窃盜法の第五十八條に定むる違警罪を云ふ)

此法律は一、九〇八年の犯罪防止法と略稱せらるゝと雖ども其内容は若年犯人の改善及び慣習犯人の刑期後留置の二事項に關す而して本論に付き關係を有する部分は一編若年犯人の改善中の規定及び第三編通論中の一部の規定なり今左に之を譯出すべし

第一編 若年犯人の改善

第一條 (I) 懲役 (Penal Servitude) 又は禁錮に處せらるべき罪に因り「インダイトメント」(公訴狀) に依り有罪の判定を受けたる者ある場合に於て裁判所

イ 十六才乃至二十一才にして(感化院ノ設備ハ監獄ト異リ從來十ニ歳未満ノ者ニ適用ヲ有シタリ)

其犯行の慣習若くは傾向又は惡漢との交通に因り之を懲治し且つ犯罪を抑制するに付き最も利

益ありと認むべき期間中同様の利益ありと認むべき教令規律の下に留置せらるゝを便宜なりと認むるときは懲役又は禁錮の宣告に換へ一年乃至三年の期間ポルスタル設備に於ける刑罰規律の下に留置する宣告を爲すことを得但し如上の宣告前裁判所はポルスタル設備に於て處遇するに適する案件なるや否やに付き監獄局自體又は其代人の報告又は陳述あるときは之を斟酌し、犯人の性格、健康状態又は精神状態及び事件に付ての其他の事情上上述の如き教令規律に依る施行が犯人に利益あるならんと確信することを要す

(2) 内務大臣は法令を以て本條の適用を外観上法令に定むる二十三歳以下の年齢の者に擴張することを規定するを得而して如上の命令ありたるときは本條は其法令の存続中二十一才とあるを所定の年齢に變更したる如き効果を有す但し如上の法令は其草案を開期中三十日以上兩院に呈示したる後に非ざれば之を發布するを得ず而して若し其期間の經過前一院に於て草案又は其何れかの部分の不當なる旨を陛下に上奏したるときは爾後豫斷を去り更に新なる草案の調査を爲す外何等の手續をも爲す可からず

第二條 感化學校留置の宣告を受けたる若年犯人(本法又は廢止したる一、九〇一年の若年犯入法にも若年犯人の定義なし若年犯人を感化院に送付する権限に付ては一、九〇八年の少年法に規定せり尙ほ同法中百三十一條 Child 及び young person の定義を見よ)簡易手續裁判所に於て校則違背又は違背獎勵又は學校よりの逃走の罪に付き法令に依り有罪の判定を受けたる場合に於て裁判所は其法令に因り犯人を禁錮(特定感化學校規則違背又は學校よりの逃走の爲め Child 及び young person を禁錮する権限に付ては一、九〇八年の少年法七一條及び七二條を見よ)に處することを得べきときは裁判所は禁錮の宣告に換へ一年乃至三年の期間ポルスタル設備留置を宣告することを得此場合に於ては其宣告は感化學校留置の宣告を無効ならしむ

第三條 内務大臣は本法令施行の前又は後の宣告に依り懲役又は禁錮の執行を爲す者の年齢ポルスタル設備に留置し得べき年齢の範圍内に屬し且つポルスタル設備留置を利益なりと確信したるときは監獄局に對し之を監獄よりポルスタル設備に移送し宣告に係る刑期の殘餘の全部又は一部を留置する権限を附與することを得而して留置中又は認可に依り其設備より釋放せられたるときは之に本來ポルスタル設備留置の宣告を受けたる者と同様本法令の本編を適用す

第四條 (1) 内務大臣は本法令の本編の目的の爲めポルスタル設備即ち留置中の若年犯人に對し其懲治及び犯罪の防止に便宜なる實業の練習其他の教育を爲し且つ其懲治及び犯罪の防止に便宜なる規律的且つ道義的影響を蒙らしむることを得べき場所を設くることを得而して此目的の爲め大藏省の協賛を得て監獄局に對し土地を取得し又は建造物を建設又は取得し又は其所有又は管理する土地又は建造物の全部又は一部を利用する権限を附與することを得而して本編に因り生じたる費用は議院の協賛を得たる金額中より之を支辨す

(2) 内務大臣はポルスタル設備の規則及び管理に關する細則及び附隨の訪問委員會規則及び本法令の本編に因り送致せられたる者の分類、處遇就業及び抑制に關する規則及び設備に送致する準備中の假留置に關する規則を制定することを得而して上述の規則に依り追加、變更及び除外ある部分の外一、八六五年乃至一、八九八年の監獄法(其刑罰規定を含む)及び關係規則は監獄同様之を上述の設備に適用す

第五條 (1) 監獄局は犯人に於て犯罪を抑制し有目的且つ實業的生活を營むものと認むべき相當の理由ありと確信する場合に於て留置の始期より六月女子に付ては三月を經過したる者なるときは内務大臣の制定に係る規則を遵守し當該案件に付き配慮を快諾したる認可記載の團體又は個人の監督又は指揮に服す可き條件を附して(一、九〇八年少年法六七條に依る認可釋放の権限と比較せよ)認

可に依りポルスタル設備より之を釋放することを
 (2) 本條に依る認可は取消又は破約の場合を除くの外宣告せられたる留置期の終了するまで効力を有す

(3) 本條に依る認可は内務大臣の制定に係る規則に遵ひ監獄局に於て何時たりとも之を取消すことを得而して認可の取消ありたるときは認可せられたる者はポルスタル設備に歸還すべく若し歸還せざるときは合狀なくして之を逮捕し設備に收容することを得

(4) 此種の認可に依りポルスタル設備を去りたる者配慮を受くべき團體又は個人の監督外に逃走し又は認可中に包含する條件に違背したるときは其認可を破約したるものと認む

(5) 認可に依る釋放を爲したるポルスタル設備又は認可に依る釋放者の所在地に在る簡易手續裁判所は認可が本條に依り破約せられたりとの宣誓附通知に因り逮捕狀を發することを得而して被逮捕者は之を簡易手續裁判所に引致す可し同裁判所に於て認可を破約したりと確信したるときはポルスタル設備に再度拘禁すべきことを命じ且つ其設備に送致する便宜あるまで管轄に屬する監獄に收容することを得

(6) 此種の認可に依りポルスタル設備に在らざる期間は其設備に留置せられたる期間の一部と同視す但し認可の破約又は認可取消の場合に於て設備に歸還せざりし者に付ては歸還懈怠後の期間は設備に留置せらる可き期間の計算上之を控除す

(7) 本條に依る認可は内務大臣の制定に係る規則の命ずる形式及び條件を具有す可し

第六條 (1) ポルスタル設備留置を宣告せられたる者は宣告に係る期間經過後尙ほ六月間監獄局の監督を受くべし

(2) 監獄局は其監督に服する者に付き前條に遵ひ認可を爲すことを得又此種の認可を取消しポルスタル設備に召還することを得而して召還せられたる者は之を三月以内の期間ポルスタル設備に留置し又何時たりとも再び之を認可に依り釋放することを得但し監獄局に於て保護上召還を必要とし又成る可く早く、遅くとも召還後三月以内に認可に依り釋放すべき旨の見解を有する場合なることを必要とし又被召還者は如何なる場合と雖ども六月の監督期間の經過後留置せらるることなし

(3) ポルスタル設備留置の宣告の經過前附與したる認可は其期間の經過後本條に依る監督に服す可き狀況に達したる場合に於ても有効に存續す可し而して前條に定むる方法に依り之を取消すことを得

(4) 内務大臣は何時たりとも本條に依り被監督者に對し監督に服することを要せざる旨を命ずることを得

第七條 訪問委員會に於て其關係ポルスタル設備に留置せられたる者が懲治不能なる旨又は設備内の他四人に悪影響を及ぼす可き旨を内務大臣に報告したるときは内務大臣は留置の殘期を其自由の決定に依り同一時期の定役に服し又は服せざる禁錮に變更することを得

第八條 ポルスタル設備より全然又は認可に依り釋放せられたる者の補助又は監督の義務を盡したる團體に對しては議院の協賛を得たる金額内に於て大藏省の同意を得て内務大臣の申出てたる額及び條件に従ひ釋放者に關し生じたる團體の費用を支辨することを得

聯合王國の一部に於けるポルスタル設備留置の宣告を受けたる者に付ては各場合に從ひ内務大臣蘇格蘭大臣又は愛蘭總督は聯合王國中の當該地方に於ける本法令に依る權限者として他の地方に於ける本法令に依る權限者の承諾を得て其地方に在るポルスタル設備に移送し且つ留置する旨を命ずることを得

而して第三編を通過とし第十七條乃至第十九條の三條を設け第十七條には本法令第一編は蘇格蘭に

適用することを定め従て適用上必要な變更を加へ第十八條に於ては本法令を愛蘭に適用することを定め従て適用上必要な變更を加へ第十九條に於て本法令の名稱を一、九〇八年の犯罪防止法と指定し尙ほ本法令は一、九〇九年即ち本年八月一日より實施す可き旨を定めたり

第五章 ボルスタル協會

上述の如く一、九〇四年度に於て表示したる當局者の重要な二個の計畫中の一はボルスタル協會の組織に在りしなり即ち寄附金を以て維持するボルスタル協會と稱する新なる協會を組織しボルスタル監獄より釋放せられたる青年に對し釋放の際助力せしむる爲め恒久的に活動せしめんとするに在りしなり

最初組織せられたるボルスタル協會は内務大臣を其會頭とし知名の僧正、大臣、國會議員三人計五人を保護者とし從來ハルデン、ホーター氏指揮の下に活動したる紳士を以て其執行機關と爲し専らボルスタル設備に收容せられたる青年の保護に従事せしが一、九〇四年中ダルトモア監獄より釋放せられたる青年の保護にも従事することとし爾後漸次各監獄の所在地にボルスタル委員會を設けて英國の全土に亘り青年の保護に従事せり

青年の引受保護の實際は固より之を詳述し難しと雖も同協會の報告に依れば活動方法として左の如き記載を公示したり、曰く例之委員及び代理者が一月中にボルスタルを訪問したりとせよ訪問者は三月中釋放せらる可き青年と各別に會見し必要と認むる記帳を爲す此際種々の問答に依り青年の釋放後の計畫及び其經歷を明にし如斯にして得たる結果は有給書記の報告と爲り報告は二月訪問の際代理者より之を監獄局に呈示するものとす多くの場合に於て釋放前青年の使用方法を明言することの困難なるは勿論にして使用者自身其青年に適する業務を判定したる後にあらざれば何等の業務をも豫約せざるを通常とし囚人の職業に對する意向は必ずしも釋放後に於ける使用者の信念と

同一ならず然れども此事前の調査は多大の價值を有し實質上本委員會の事業に貢献するものとす釋放の際青年は代理者と共に保護者の監督を受けて直接有給書記の許に著すと
一、九〇七年より一、九〇八年に至る一年中本協會は百八十九人の移送を受けしが中百三十九人には職業の周旋を爲し二十人には他の方法に依りて助力を爲し十五人は何等の保護を要せず七人は保護を拒み八人は尙ほ同協會に残留せり而して本協會は公表して云ふ周旋す可き職業なきの理由を以て移送を受けたる者を保護せざりし場合なりと

講

演

○教誨及教育に就て (承前)

赤松連城師

總て世の中のこととは分業といふこと、統一といふこと、これが一方に偏してはいけません。ものが各々分れることはその勢でございませぬ。昔は何もかも合一になつて居つたものが、段々細密に分れて來るといふことは、これは文明に伴つたことで結構なことである。かういふことは經濟學者も常にいふことで用合では八百屋に於て呉服も商ふ、呉服屋に於て事に依つたら醬油も商ふといふことである。ところが少し都會になると醬油屋は醬油屋、呉服屋は呉服屋、皆分れて居る。それが大都會になると同じ呉服屋の中でも私の方では絹物計りを商ふ、イヤ私の方では木綿物計りを商ふ、私の所では關東物しか扱いません。イヤ私の方では西陣物外扱いませんといふやうに、物が段々分れて來るのは勢ひでもあり又さうなければいかぬのである。戦争でいふて見ても昔の戦争に従事するものは辨慶が七つ

道具を持つて居る繪がある。あれは鋸を持つて居るから工兵の役もさせうさうかと思ふと刀を帯びて居る、何もかも一人でやつて居る。ところが今日では海軍は海軍陸軍は陸軍、陸軍の中でも騎兵、砲兵、工兵等と悉く分れて居る。同じ砲兵でも私は山砲隊である、イヤ私は野砲隊であるといふやうに皆分れて居る。これは文明に従つて追々順序が立つて参ります。さういふ譯のものでございませう、同じ監獄なら監獄に於ても犯罪者を戒めるといふ側に従事なさる方もございませう、又近頃は教誨師といふものを監獄には必ずお置きになつて、即ち教誨なるものがありませう、即ち教へ導くといふ方に力を盡して居る。これは分業といふ方からいふて見ると丁度先刻お話し申すやうに總てのことが分れ分れになつて來ますから、イヤ教へもする戒めもするといふて兩方の手て圓い物を書いたりと四角のものを書いたりすると、圓い物も四角い者も本統にならぬやうなもので、これは分つことが必要である。併し其分業の必要なると同時に又統一といふてこれが同じ所の趣意を貫いて参りませぬと互に相妨げるやうなことがあつたら成功する譯には参りませぬ。陸海軍に致しましてはそれは陸軍のすることだ海軍は構はぬ、それは海軍のする所だから陸軍は預り知らぬと事のない時分には陸海軍の間と雖も動もすると相憚するやうな傾きもあつたと申しては濟みませぬけれども、ないとも申されぬと疑ふものもありますところが事あるに臨んでは如何でありませう、其時分には誰れでもこれは統一しなければならぬといふことになりませう、固より大元帥陛下の下に働く所の海軍である、陸軍である、皆悉く一つになつてしまつて、左右の手の如く左右の足の如くなつて等しく大元帥陛下を元首と仰ぎ奉つて働きますから、あの働きはどうかとございませうか、陸軍も海軍も己れは陸軍だから海軍には相談しない、己れは海軍だから陸軍には聞かせぬといふことは決してありませぬ。それどころではない、舉國一致といふものはあの時分は老幼男女悉く出て、働く軍人も後に残つて居つて其後援をする人も皆同じ心になつて此大業を成功したのである。そんな大きなこと計りではない、又小さなことでお

話致しますと、家を一軒建てまして田舎の木工ならば壁も塗りませう屋根も葺きませう、ところが都會ではイヤ私は木工である、私は疊屋であるといふて、分業は分業だが、それが統一するところがばならぬ。木工は己れは瓦屋でないから瓦の重みは計算に除いてあるといつて構はず作ると瓦を載せると家は潰れてしまふ。疊屋は疊屋で私は疊の都合のよいやうに拵へるといつて作ると圓よりも一寸も高くなる。こんな有様で一つの家を建築するに疊屋は疊屋で勝手な考を持ち屋根屋は屋根屋で屋根計りのことを主張するといふことでありませうならばこれを一つの家屋とすることは望む可らざることも思ふ。これを統べて行くのが棟梁と申しますが、或は支配して行くものか統一を計つて、此部分はお前さんがやれ、此部分はお前さんがかうやれといつて皆集めて見ると殆んど一手に出たるが如くなので立派な建築が出来る。これを今監獄の上に應用して見ますと、監獄は何等の目的を以て出來て居るか、刑法といふものが何の目的を以て設けられてあるかといふことに至つては、これは又其専門の方の御講義がございませうから私は敢て喋は容れませぬ、假令主義はイロ／＼で、イヤ古へは復讐主義であるとか中頃は感化主義であるとか、イロ／＼さま／＼の學説はございませうが、私などの宗教上の考へで見ると一方で教育を施して其者を感化するといふことも必要であれば、又一方に於てはこれを戒め、これを嚴重に取扱ふといふことも亦必要である。併ながら其の戒護の方からして厳しくするのも教化の方から寛しくするのもそれがチャント歸一するところあつてどちらも成功するのである。それが若しだら／＼に私は教誨の方を司つて居るからなるだけ罪人の意志を柔けて感化しやうと思ふから苦がい顔は見せまい、苦しいことは見せまいと考へる、一方はそれでよいやうでありませう。けれどもさう許りは行かない。一方には嚴なるところがあつて、これに臨まぬと遂には犯罪者が、本統に悔悟すれば善いが侮り馴れるやうになつたら教誨も其用をせぬやうになる。教誨の柔かの感

化は結構だが餘り柔かに過ぎると遂には其感化の目的をも達することが出来ぬやうになると思ふ。さうすると又一方ではサアそれだから厳しくするのだと仰しやるだらうが、又厳しいといふ側計りになつたら犯罪者の心がねぢけてしまつて遂には一方からどのやうに教誨をしても教誨が耳へ這入らぬといふやうな、かたくなの者になつてしまふと思ふ。これは昔から能く申すことでありますが、一軒の家で子を育てるにも父親は嚴母親は寛である。中には隨分母親が嚴で父の甘いものもありますが、先づ父は嚴なものである。此父母の間に教育されるので子がよく育つて行親くけれども子供の知識が發達せぬ間は「父は打ち母は抱いて憐めば變る心と子や思ふらん」でこれは相愛でやつて行くかへ行つて見ますとどうも一種の根性を確かに持つて居る。かういふことは統計でお調べになつたらよく分りませうが、先年どちらかの監獄で見ましたが、幼年の犯罪者で両親の揃ふて居るもの母あつて父なきものがどれだけあるかを見たら父母揃つて居るもの、犯罪者は少ない。かういふことは現に統計上示すところであつたと記憶致します。これが其父の嚴なところと母の寛なところが調和して行つたところで立派に家庭の教育を保つて行くことが出来る。貴方方のためにお氣の毒様であります。が犯罪者といふお子さんを持つて御座る、それに對して貴方方が嚴重にこれをお戒めになる、それ計りではいけない、一方の教務の方では柔かにこれを取扱つて行くといふ母親も出て來なければならぬ。ところが世の中の家庭と違ふのは、家庭では父が子に接する機會が少なく母が接する機會が多い。父は多くは外に出て居る、母は内に居つて父は折ふし叱る位です、ところが監獄ではそれが丁度正反對になつて居りはせぬかと思ふ。教誨師も時あつて臨むが、教誨師の臨む場合よりは戒護をなさる方の方の御臨みになる場合の方が多い。世間の家庭では母が接する方が多くて父親の顔を見ること少ない。それに反して母親の顔を見るよりは父親の顔を年中見て居る譯である、尤も子の方も世間の純

良なるものとは趣を異にしますが、兎に角これを立派に育て上げやうといふに就ては此父親と母親の役目をなさる方の間に於て能く其意中を諒して親密にして犯罪者に臨むことが必要ではあるまいかと思ひます。かういふことを私が立入りてお話を申すは或は分をこゝて居るかも知れぬが、私はどちらかといふと教誨師の側であるけれども、教誨師の側の人間だから其趣味を持つて貴方方もやさしくして下さい貴方方も教誨の手傳ひをして下さいとは申さぬ。併ながら嚴の力が一方の教誨教育と相悖らず並び行はれるやうに注意して戴ぬと教誨師のやさしくするのは勝手だ、我々は職務上嚴にやるは當りまへたと各々御主張になると、又教誨師の方では何恐れることはない、己れが可愛がつてやるといふやうに、そんなことは萬々無いことでござりますけれども、若し兩方の意思が疏通せぬことになる。と教誨の効も無論望むことが出来ませぬが、亦皆さん方の戒護の効果を奏することが出来まいと思ふ。といふて私は統一といふから何もかにも合一にして分業を廢せよといふ譯ではありませぬ。各々受持ちの科がありますから御自分の分業はお守りにならなければならぬが、これは業を分けて居るが目的の一つである。つまり所刑は刑なきを期するであるこれがなにも私が教誨の側からさういふ目的を決めるのではない、國家の目的がそれでござります。であるから其大目的に背かぬやうにといふことを一つ考へて統一といふことを妨げぬやうに戴きたいと切に望むのであります。

又モウ一つ申上げて置きたいのは此犯罪者に對するところの意向がどうもこの罪といふものどこれを犯す人が一つになつて居る。どうしても罪は罪、人は人といふ譯にはなりませぬ。であるから罪は社會の安寧を妨げるものである。これは罪惡であるといふことから、其罪惡に就て誰れもこれを憎まぬものはござりませぬ。併ながらそれと同時に其罪惡を行ふた人であるから其人も憎むべきであるといふことが連帶して參るはどうしても免れぬことである。それを引き分けてしまはうとは言はぬ。けれどもこれは一つお考へを願ひたい。古人も其罪を惡んで其人を惡まずと申したこれはむづかしい問題

です。罪と人どが一つになつて居る。人がなければ罪がない、其罪は人が行ふのであるから其人もそれを憎まなければならぬ、これを戒めなければならぬ關係が起つて来るけれども、この罪だけを改めさせれば残る人が純良な人に歸し得られぬものか、いつまでも罪が離れぬものかといふことを考へて見るとこの者は感化し得べきものであるといふ考へを持ちますと其所に一部分罪がくつついて居るが、此罪を離して見ると立派の人になる其所に一種の味があると思ふ。こゝに滋味を持つて居る果物がある。其滋味だけを取つて除けたらよいではないか、其果物に滋味がついて居るのですから取つて除ける譯に行かぬ。其滋味を急に取つて除けやうと思つたら捨て、しまはなければならぬ。併しこれに滋味を去る方法がある、やがてこれを成熟させるとこの滋味はなくなつてしまふ、滋味を去ると途方もないよい味を持つものだとすると大切に保存して其時期を俟つてはございませぬか、これは誠に浅いお話をするのである、それが又浅いと思召すならば今度は人に病が付いた話をすれば、病が人の身體にくつつくと大變です。あれはベストだから近傍に置いてはならぬ、この時は仕方ないから隔離をします。虎列刺でもさうである。立派に離せるものならばいふことはない。それと同時にこいつは虎列刺に罹つたから死ぬまで打やつて置けベストに罹つたから打やつて置けといふことはない。今現實に就て見るとベストと人どが一つになつて居る。虎列刺と人どが一つになつて居るが、程よくこれに治療を加へたならば其ベスト虎列刺が治る、其治つた曉に別の人が出来て來ませうかさうではございませぬベストの毒だけが除いて人が残る。時によると手に毒が着いて居るから手を一本切つて除ける、手に毒があるから足を一本切るといふ、すれば一部分を除いて全身を治す譯でありませう。これが丁度世界に罪惡といふものが、あるそれが人類に付いた、どうしても仕方がないといふ時分にトウ／＼手一本足を一本切つて捨てねばならぬといふのは今日死刑といふことのやうに思はれる。この事に就ても死刑廢止などいふことがありますが、これはいつの世にかさういふことになりませうれば我

々が慈悲の上からは大に望む所でありませうが、俄かに行ふべからざるのは、丁度病等が手に付いた足に付いた時分は切つて除けるより仕方がないといふのと同じと思ふ。けれども其流義にやりますとこの手足は一旦毒に染んだから切つて除けて義手義足を付ける、これは不自由千萬のものである。ならうことならば奇麗にどうか回復して動かぬ手が動くやうになるやうにするのが苦心に苦心を重ねる近頃の治療法ではありませんまいか。でございませうから私は或る時には監獄を病院にも聯想致します。或は學校にも聯想致します。學校といふものは愚な奴を容れる所である。學校は決して賢い者を容れる所ではない。最初から立派に卒業したものならば容れる必要はない。學ばずして這入つて卒業して出る。病院は發病した時這入つて全快して出る。かういふのです。監獄も罪と伴つて這入つたものが出るとも其効がない。病院でも病が治らぬで死體で擔ぎ出すことがないこともない。監獄も亦如何に皆さんが御盡力なされても遂に改良されぬものもありませう、又如何に骨を折つて教誨しても其教誨が効を奏せずして再犯三犯で來る。こゝが先刻から申上げた通り、皆さんが等しく其目的を以て互に相助けて効を奏さなければならぬといふところにイロ／＼の趣味がございませう。其趣味を以て互に御盡力を下されたならば遂には其効を全ふすることが出来る。縦しや残らずの者に及ばずとも其幾部分は必ず減じて行く。前に申す 陛下に對し奉つては御政治を助け奉り、人道に於ては人たるの情を盡す、佛の御心に適ふ所はこゝだとなつて來るから困難に堪へる。其興味を失ふとこれだけの職務をしたのだから我々の盡すだけは盡したといふだけ冷々淡々として良い仕事は出來ない。教誨師としても當りませうの時間の教誨をしたら日課だけは済んで居るといふやうなことであつたら逆も効を奏しないと思ひますから、先刻來お話し申す興味といふ所に重きを置いて皆さんが御從事なされまし

私が申上るお話は秩序ある講義をお聴きになつて居る所ではさぞお聴苦ふございませうが、思付いた儘をお話する次第で一向順序も立ちませぬ。これからは専ら監獄の教誨を申す上に就て意見を申上げたひと存じます。尤も教誨といふ中には教育をも含んで居るのでございませぬ。

さてこの教誨を加へまするに教誨は薬でございませぬから、これに對するところの病の詮索をして置かなければならぬ。薬が病と適應しませぬと其効を奏しませぬから、先づ犯罪の病の原因はどういふ所にあるかといふことを一つ詮索して見ますと、これには理に迷ふ病ひと事に迷ふ病があらうと存じます。この理と申すことは我々佛教の上の名目を申したのであります。佛教では迷理の惑迷事の惑、かういふやうに申します。それに又私の方では名を付けまして理に迷ふ所のものを見惑事に迷ふの意思と申して居ります。そこでどういふやうに此見惑、私惑の區別をするかと申しますと、見は物の道理に迷ふ。見込違ひであります。此見込違ひといふのを邪見と名づけました。邪見といふ言葉は久しく佛教の術語ではございませぬけれどもそれが世の中に長く行はれて居りましたから、彼奴邪見な奴だとか邪見なことをするなどと、邪見といふ言葉がまゝ民間に残つて居ります。けれども此宗教の教育が衰へると共に近頃では邪見などいふよりも寧ろ惨酷だとか酷薄だとかいふやうな言葉を以て形容します。古い所ではよく邪見といふことを申しました。この邪見といふのが見惑で正當の理に迷ふ所から見込が邪まである。さうすると其正しいといふのは何であるか、邪まといふのは何であるかと申しますと、こゝは我々の宗教で常に申します因果と申す説で、苦には苦の因があり、樂には樂の因がある、苦因苦果、樂因樂果、此四つを四諦と申します。然らば淺い所に許り四諦の話をするかと滅道の四諦と申すことを佛教の殆んど入口に教へるので、第一に苦諦と申しますと苦みのこと、この苦いへば深い所にも尙此四諦といふことは申すので、第一に苦諦と申しますと苦みのこと、この苦みといふのも人生にはイロ／＼の意の如くならぬことがあつて、それが爲めに非常に心に苦しいとい

ふ感じを受けます。それを總て名づけて苦諦といふそれから其苦みの起るは何から起るといふ其原因は集諦で集諦と申すは煩惱のことでありませぬ。惜しいとか嫉ましいといふ心であります。この集といふ字は煩惱が様々の物を引寄せるのである。これが苦の因でございませぬ。それから其次に滅諦と申しますと、それを無くする、どうかすると何も無くなつてしまふ、所謂虛無寂滅で、この物の無いといふことが佛教の目的のやうに人が申しますが、これは苦みがなくなるといふことで決して外の物がなくなるといふのではありませぬ。迷が無くなるこれを名付けて滅と申します。其滅といふのが樂しみでございませぬ。これは人のよく記憶して居ります生滅滅しおはりて寂滅を樂とする。生ばかりが無くなるのではない、生滅といふ境界を離れた處が滅であるかういふ所から生滅滅しおはりて寂滅を樂とする、これが即ち涅槃の樂みで、其樂しみを得るのには其因は何であるかといふと道諦といふのであります。これにはイロ／＼の説があり、一番手近い所でいふと八正道によつて遂に涅槃の樂果に至る。かういふやうに教へる。これが四諦の道理であります。此四つの下に諦の字が付けてある、此諦の字は何故に付けるかといふと、諦は諦實確かなといふので、此苦集滅道の道理は皆悉く確實にして動かぬものであるといふことで諦の字を付けたのである。これが佛教の上に説いてある所の道理であります。此因果のお話をすると長くなりますけれども、私共の見解で見ますと世の中には經濟の上で申しても原因結果がある。物理の上でも原因結果がある。衛生の事柄にしても原因結果がある。總て世の中に原因結果のないものは殆んどあるまいと思ひます。本年は何故に不景氣か、去年かういふことがあつたから不景氣だ、今年は何故だ、それはかういふ儲があつたからといふやうに皆悉く物に因があつて果を生ずる。此原因結果の關係は總てのことに免かれぬであらうと思ひます。併ながら物理の上の因果であるとか或は科學の上の因果といふやうなことは此道德の語に適用する必要はない、我々の行ひの上に就て此原因結果の關係があつて、それが現はれて或は苦となり或は樂となる。苦樂

各其原因あるといふことを佛の教へられたのが此四諦の道理である。これは誦賢即ち確實なるものがある。と認めて居る、其道理に迷ふが迷理の惑邪見であります。因果といふものを無くしてしまふのが邪見である。そこでかういふ行ひをすれば必ずかういふ結果が現れるといふことが分れば慎まなければならぬ、衛生のことで申しますれば大酒を飲めば二日酔をするさうするご心持が悪い、だから酒は飲むまい、かういふことが現はれて来る。結果によりて原因を探り、原因を慎んで結果を無くすやうにする、かういふことが必然の道理でござい、ます。これが原因結果の關係である、人の行爲に苟も原因あつて結果のないものはない、結果にして原因を持たぬものがないといふことに合點が行きましたならば、遡つて其原因を糺さなければならぬ。ところがナーニそんなことはないといふて、原因といふことを無くしてしまふ、それはどうかといふと、これは自然だ、同じ酒を飲んでよい時もあれば悪い時もある、同じ事をして一人は禍に罹つたが一人は免れた、皆悉く偶然である、さういふことは唯時に出遭つたのが悪いのだと申すのであります。そこでこれを無因外道、原因なくして結果が起るものだといふ考へを持つて居る、これも随分多くの人にあるやうでござい、ます。ナーニ悪いことをしたからといふても必ず其結果が現れるといふことはない、それは現れることもあるが現はれぬ事もあるされば偶然である、偶然として見れば或は免かれるかもしれない、かういふことを頼みとして、必ずこれに因果の規則を伴つて居るといふとを知らぬから行爲を慎まぬといふことが小人の上に於てまゝある。それから又これはこれに響くといふ正統の筋を間違へて他の筋を引つばつて誤解をする、これは他因外道と申します。勉強をして富を得るといふて正道に出でずして勉強をせずして人に依頼すれば得られる、例へば自分は汗水をたらして富を得るは當り前だが、汗水を流さぬでも他人におべつかをいつて賄賂でも使へば幸福を得られる、これは筋違いである。これを他因といふのであります。總てこれが世上の理に迷ふて居るのであるから、これを皆名づけて見惑といふ中に入れるのでありま

す。即ち見込違ひである。此見込違ひが随分世の中には多くあると思ふ。そこになると宗教の中にもどうかするとそれが免れぬ。神佛などに非理な願を起す、これなどは私は宗教内に寄生して居る一種の寄生虫と申すのであります。例へて申さば唯今お話をした、正當に働いて金を儲けることならば別に神佛を煩はすに及ばぬ、遊んで居つて金を儲けたいと思ふから大黒天を祈る、かういふのは他因といふ見を持つて居るやうでござい、ます。自分が勉強する上に其勉強する所を神のお認めに預りたい、かういふのなら尤もでござい、ます。遊んで居つて金儲けをしやう、さうぞ神佛のお力を借りたい、これは、迷信で、一向神佛を尊むやうであるが、理に背いて居ると思ひ、ます。それは一つの見惑が宗教の上に寄生して居る。さういふものもあるやうでござい、ます。兎も角も正當の因果といふことを認めさへすればさういふ間違は起らぬ。さういふ間違を見惑といふ中に入れるのであります。ところが然らば世の中のことは唯見込違ひといふ一つに收まるものであるかと申しますと、今度は第二の迷事の見惑、思惑です。これは道理は分つても習慣もこれに手傳ふし道理計りでないかぬことがあります。先刻お話ししました酒を飲めば身體によくないといふ位の理は一通り衛生書を讀んで見ても分り、醫者から戒められたら尙更分る。此病氣には酒を飲んではいけません、如何にも悪い、それは承知して居て翌日から飲まなければ居られぬ。ア、はいふが少々位はよからうと悪いと知りながら侵かす。如何にも盃を見ると飲まずに居られぬといふので情から起るので、道理から起らぬ。醫者のいふことは間違つて居ると反抗はしないが、兎に角飲みたいといふ慾に勝つことが出来ぬ、これは迷事の惑である。又腹を立て、人と争を起す、其結果はよくないといふことは道理を知つたものは分らぬことではないが、怒りといふものが念頭に起つて来るご眞暗になつてしまつて其後が分らぬ。後はどうなつても黙つては居れないといふのは情の爲めに起される。これが事に迷ふので、迷事の惑といふので。これを佛法では思惑と申すのであります。これを又モウ一つ分けますと理に迷ふ方の側は賢いものが却つて理に

逃ふ。この迷ふといふのも唯愚なものは一途に人のいふところを聽いて其通りになるが小賢しいといふ智慧が生じて来る。此悪い智慧を持つて居るものは決して馬鹿ではない。他人が正當の説をいふてもこれに邪まの説を付けるとか、因果のあるものを無いといふか、或は他の因果をくつ付けるといふことは得て賢い人にある。それから思惑といふ方は鈍な人にある。かういふ風に人の利鈍によつて見惑の強いものもあれば思惑の強いものもある。又人として此見思の二惑を備へぬものはない。かういふのが佛教の説でございませぬ。これを私が世間の事にあて、見ますと、心理學の上には智情意といふことを申します。これは人の心の作用は物を知るといふことを感ずる情を爲しどぐる意志といふものがある。此智情意は世間の心理學ではどう話しますか、私共少々は心理學の片端も聽いて見ましたけれども、ナカ／＼學説は日々に新たになるものでありますから、イヤ其三つに區分する説は古いといふものがありますから、私共確實に今日の心理學はどうであるといふことは申しませぬが、暫く此智情意の三つがあるとして見ると此知るといふことを情の起るの外に對した時に起るやうでありませぬ。意は自分決めに決めたのである。物を見て成程と合點する、あれは智でございませぬ。情といふのは何となく親しいとか何となく嫌らしいとかいふのが情であります。理窟はない。どうも何の人の顔を見ると心持が悪るい。どういふものだからあの人は親しい。かういふのは道理もないが情でございませぬ。それから其智と情と外に接するところから今度意思といふものが定まる。外に感ずるところから愈々かうなつてはならぬといふことになる。意志は内に働くものだらうといふのが私の心理學で、これは歐羅巴の誰れの學説かと仰しやると當惑する。これは私の經驗からかう思ふ。知るといふ方はものの道理に感じた時に知る、情は何となしにさう思ふ。其次ぎに知つて情に動かされるところからかうであると思ふを決定する。此智と情が他から誘ふので意思が益々鞏固になつて来る。かう自分には思はれるのであります。

そこでいづれの犯罪者がイロ／＼のこをするに就ても物の道理が分らぬといふ智の正しからぬ爲めに犯罪をするものも澤山ございませぬ。それから情の動くところが甚しい、どうしても愛する情が人並外れて強かつたり、憎む情が非常に激したりすることが犯罪の原因に多くなるやうに思ひます。早く申せば物を愛する情が非常に激しい所から所謂欲心が盛んに起つて来る。欲心が盛んに起つて来るからそれが誘引となりて犯罪をする。又喧嘩をするとか口論をするのは情が激して来てそれを抑へることが出来ないところから殴打創傷といふやうなことが出て来る。これは見易い道理であらうと思ひます。さうするところの智と情の兩方面が行き届かぬ所から犯罪をする。で自分の意思がそれを助けるから益々習慣となり固くなりてどうしても改められぬやうな所謂第二の天性を形作るもので、この習慣の力といふものはヒドイものでありますから、それがこげつきませぬと遂に改まらぬ。そこで習慣犯となる。病の方がかういふ順序になつて来ると思ひます。これを治療する上に就ても智の方面から治して行くこと又情の方面からこれを戒むることの二通りが無くてはなるまいと思ひます。これが丁度先刻お話しした教育といふ方と教誨といふ方とが智の方から導いて行くのと情の方から誘ふて行くのとの二つではあるまいかと考へる。そこで物を調べるといふことにはどうしても普通の教育が一番の土臺になります。常識を發揮させなければならぬ。常識を起させるには物を讀む書く一通りの物の道理が分ることにならなければならぬ。奥深い道理どころではございませぬ。文字を讀むだけの智力さへない書きたけの働かさへもないものが深く道理を知るに至るは余程面倒な話である。就中少年の者が教育を受けたいのは智に於て足らぬところがあるに相違ありません。これを救ふのが所謂教育である。かういふわけで矢張り犯罪者に向つて教育をお施しになることがあるやうに、私は心得て居ります。讀めぬものが讀めるやうになり、書けぬものが書けるやうになる。普通の智識だけを與へるといふと先づ智といふ方から導いて行くことが必要かと思ひます。けれどもこの監獄に於て罪囚の教育をす

るといふのは中學卒業のもの大學卒業のものを拵へる事を望むのでもなければ必要もない。畢竟病を治すに就て病の原因は知が缺乏して居るから其知を導くために教育といふ端緒を開くのであるから、餘り深いことには及ばぬであらうと思ひます。これが即ち教育の必要である。ところが第二の情の宗教教誨は道理が分るやうになればよい、物が讀めるやうになればよい、書けるやうになればよいといふには止まりませぬ。今囚人が初めて知つたのではない。それよりも進んだ教育を受けて居る人が世の中には澤山あります。教育さへ届けば人が罪を犯さぬといふならば教育萬能で荷めにも學校の制度が行はれて教育が普及して居るところには犯罪者は出ぬ筈でありますが、事實はさうでございませぬ。此教育と宗教との關係等に就ては私は別に又見る所がありまして、今日の教育は餘り智育の方に傾いて徳育といふ方の注意が薄いのであるまいかといふやうな考を幾分持つて居ります、これは徳育會などの席上では聊か自分の意見を述べたことがあります、今日は必要がないから申しませぬ。つまり所教育さへ盛になれば犯罪は起らぬとは事實上いへないのであります。利口な人が犯す罪は却つてヒドイ事をやる。それはさうでございませう。鈍刀で物を斬つたならば斬ることは斬るが傷が小さい。鋭い正宗の銘刀を誤つて用いた時分は非常な損害を生ずることがある。鈍いものが罪を犯したのは、鋭い庖丁で切つた位のものである。鋭い智識のあるものが或は詐欺をすることも巧みであるとか或は書くことが上手であるから擬筆をするといふ風なことは決して愚かなものの出来な仕事である。賢いだけそれだけ餘計の罪を働きます。そこで教育萬能では決してございませぬ。教育があつて賢くなれば人が悪いことをしなくなるといへぬ以上は犯罪の習慣が付いて居るものに唯だ教育さへすれば悔悟するといふことは望む可らざることであります。智能を啓くといふことも結構なことには相違ないが、それ計りではない。そこで此情といふものに訴へて道理は分つたが何かしらん悪い事がしたいといふものを制するにはどうすればよいかといふと、こゝが宗教教誨の最も必要なるところであらう

と思ひます。我々は囚人に向つて教誨をするといふ上には知の方の側も教育も必要であるが、情に訴へてさういふことをしては濟まぬではないかといふ事が眞に其囚人の心に徹底するまでに情を動かすといふことが宗教の教誨の最も必要な所と存じます。ところがこれがナカノの難事でございます。理窟ばい事をいふて、お前さういふことをしては道理に背くといふのでは理詰に參るので又むづかしいやうでございませぬ。この情を動かすといふ方は決して議論を以て闘ふ譯には行かぬ。どうしても囚人が成程とかう一つ心に疑いを起すか、一つ自分の耳を傾けることに成すまでには非常に骨の折れる仕事であらうと思ひます。それは何故宗教が最もよいかと申しますと宗教の世間の教育と異なる所以のものは人以上の力を尊崇するのであります。信仰といふ字を使つて居る此仰といふ字は仰いで見るのである。人間同士なら横に見る。人間で申せば或は君を仰ぐ或は父を仰ぐ、これは上に見るものであるから仰ぐ。惣體の人より以上といへば或は神或は佛或は又儒の方では天と申してこれは仰ぐといふ所から天といふ。此仰ぐ所があつて初めてこれには及ばぬ、此命令には従はなければならぬそれが一つ人間以上の尊むものがあるのが宗教である。孔子の教などでもあれは宗教ではないといふ人があります、私は天を敬するといふお話になると宗教思想が何所となしにあると思ふ。同じ學校で倫理のことを教へる時も昔の漢學で孔子の教へといふ側から來たものには一種これはどうしても天理である背かれぬ天命といふやうな所に畏敬尊崇する所がありましたから、昔の教育を受けたものはこれは犯してはならぬといふ非常に思想が堅かつた、従つて孔子様を祭るとなると宗教然たる儀式が現はれて居る。朝廷に大學といふものがあれば大學に於ては春秋兩度には孔子を祭る。これを釋奠と名づけ、或は幕府の頃は昌平堂に聖堂があつて、其中には大聖殿があつて、年に二度釋菜といふ祭を行つた。近い頃までは上野の教育博物館には釋菜の道具などが多々陳列されて居るのを見て私は涙を流したことがございませぬ。一方では天を敬ふと共に一方では其教へを傳へて聖人を尊んで祭る。かうい

します。これが漏はなければいかぬ。佐藤一齋先生の言志録を見るとかういふ事がある一信を人に取る事難し人口に信せずして躬に信す躬に信せずして心に信す是を以て難し」とうもよく佛教でいふ三業相應のことを言ひ盡して居ると思ふて自分の同僚或は教誨に従事する人にはいつも此言葉を擧げて話すのであります。口でいつても口先許りだ、今度身に行ふとあの人は口に行ふ許りでない感心だけれどもまだ心持はどうかと疑ふ。ところがよく見ると心までさうである。さてこの心といふものは見へぬものであります。佐藤一齋先生はよく見へるこれは恐ろしいものである。この事に就きましては彼の吉田松陰先生、このお方は長門出身の勤王家で誠に有名な方である。早くお亡くなりになりましたが、今日維新の功臣といはれる方は多く此松陰先生の教へを受けられた。就中品川彌二郎、野村靖、などいふ人は最も親炙されたのである。品川さんがよく松陰先生の言葉を書いて人に示されました、其中にかういふことがある。「人は姿形に於て慎むけれども心は人が見ぬものである心は人が知らぬものであると思ふて居るが心程よく分るものはない」といふ下にかういふことがある歴史の上で申して見ると王莽であるとか曹操であるとか一旦人望を取つた時の有様は非常なものだ王莽が漢の天下を取らうとしたら王莽よく賢に下るといふて多くの人が感じた、ところが心が悪いものだからさうとふ不都合なことをした、其心實ば千載に消へぬものであるから、今日に至るも心の悪いことが残つて居る。彼等はどんな顔をして居つたかどんな物言ひをしたか残らぬけれども心といふものは恐ろしいもので百千載の末までかやうであつたといふことは残る。これ程恐ろしいものはない。其代りに又心といふものは頼もしいものだ、昔し伯夷といふ人が首陽山の蕨を取るといふやうにして飢へ渴へて死ぬやうな有様であつたから、其姿形を見たら見すばらしいものであつたらうがそれは人が思はぬで伯夷の確か心は千載の末までも誦はれる、如何にもさうでございませう。餘り理窟めいたお話でなくお話ししますが、小石川の後樂園のお庭を先年拜見しました、其時案内をして呉れました。あそこに堂が一つござ

講

演

(七三)

います。其内に瘠せ衰へたところの像が二つある、これは何ですと尋ねたら、これは達摩と片岡の眞人でございませうといふた、それからヒョット見ると求仁堂といふ額が掲げてある。それで私はへいといふて決して議論は致しませなんだがあれは伯夷叔齊である。仁を求めて仁を得たり又何ぞ怨みんで伯夷叔齊は兄弟で譲つた、水戸の義公はお兄さんの後を一度お繼なされた、跡を兄のお子にお傳へになつたそこで兄弟相譲るといふ意味で伯夷をお慕ひなされたから御屋敷に祭られたので今に至るも後樂園の堂の中に崇められて居るのは其心が清らかだからである。こゝが吉田松陰先生が悪いことも百千載の後まで残るが善いことも残るといふて戒しめられたところをございませう。これを品川さんか一首の歌にして「心程人のよく知るものはなし恐ろしの世や頼もしの世や」と記るされた心が知れるから悪い事をしたら恐ろしい千載の後までも心が残るから頼もしいかういふ意味を書かれたのを私は貰いました。かういふ譯である。それでございませうから人が口でいふことは能く聞て之身で行ふ所はよく見へるが心だけは向ふに見へぬと思ふが、それは大變愚かな考へで自分の心を能く人が見て察するものであるから心程恐ろしいものはないのであります。さうすると苟めにも教誨をするやうな場合には難しである。併ながら其難いことを難しとせずに行はなければこの教誨の効を奏することは出来ぬ。教誨の主要はこゝにありませうけれども、先刻申上げたやうに假令直接に教誨に従事にならざるも總て改過遷善といふ目的を達しやうといふに就ては心も身も一つになつてお働きの事にならざるはこれだけのむづかしい仕事を仕擧げることは到底出来ぬであらうと思ひます。又教へといふことに就きましてはこれも佐藤一齋の言志録にございませうが、イロ／＼教へて擧げた中に「身行ふて以てこれを率うるは教への本なり言はずしてこれを化するは教への神なり」行ふて人を導く、私もかうするからお前さんもなさいと自ら行ふて導くは教への根本に違ひない、それが愈々教への神なりで言はず

精神が其所にありさへすれば成程日本の盛衰は行届いて居る筈に失せず嚴に失せずといふことがある。日本の文明の程度が高く高くなつて参りますから丁度、武力に於て外國に侮りを受けないと同様に文事政治上に於ても、外國の人が感服するに至るであらうと思ひますからどうぞ其所までは御同様に務めなければなるまいと思ひます。私も亦不肖ながら宗教上からどこまでも其精神を以て参りたいと思ひ得て居りますが、聊か自分の心得ただけのことを今日は腹藏なく申上げたのでござます。甚だ御聞きつらいこととござましたらうと存じます。

寄

書

○幼年監開設に就て

第一章 緒言

川 越 革 聲 子

幼囚處遇上其の宜しきを得ると其の手段を過まるとは實に渠等少年輩に終生を安了せしむると將た途に彷徨せしむるとの關係問題にして所謂一夫も其の所を得ざれば社會の缺陷たるに疑ひなきは今更らに余輩の喋々を俟たざる所なるべし然らば則ち幼囚處遇に對する立法者の精神如何今細かに意思の所在を尋釋すれば蓋し秩序風俗維持の上より渠等を感化誘導せんことを切望して止まざるもの、如し然り而して渠等の今日あるは其の原因多々なるべしと雖も概して家庭の不良と育養の道斷絶したるに出でずんばならず蓋し家道の貧しきも之れが因なるべく或ひは幼にして怙恃を喪ひしも之れが素を成せしなるべく將た又其の子の愛に溺れて少小より財物の徒消浪費を馱過し其の爲す所に放任せしも

寄

書

之れが原因なるべく要するに渠等の今日あるは指導者の曠缺せるに非れば鞭撻督勵の周到ならざりしとの二途に外ならざる者にして今や俄かに渠等の天性を云々して嚴窮追詰するは較や晩きに失せるの觀なきに非ず蓋し渠等をして今日の不幸兒たらしめたるは彼の之れが素因を作りしものあることを回憶するめらば覺へず暗涙の滂沱たるを禁ずる能はざるなり然れども百千言を費して其の晩策を悔ゆるも及ばず渠等は既に出發點を愆まりしが爲め身を立て家を興すべき關門は茲に鎖されたり換言すれば第一次に於ける保護者は全然失敗に歸したるを以て監獄は第二次の保護者と爲て渠等を善誘し渠等を教育し良民と化して相當の勞役に衣食せしめんことを銳意熱中するものたれば之れが處遇の方法たる細心愼密を要するは當然の結果にして苟くも經世的眼識を具するものは深趣味を以て迎ふる研究資料たらずんばならず

我川越分監は幼年囚を收容すること今や一百有餘名に達し尙ほ漸次他監より轉入せしむるの準備中とす而して一方に建築工事の急施を要するあり一方に幼囚訓化の方策に腐心するあり更僚輩の之れが經營に奔走するの狀は將來に於て如何に良化善導の効果を收拾するかを豫想して一大快心の事相たらずんばあらず余輩は僥倖にして職を本分監に奉ずるの榮を荷ふもの乃ち幼囚處遇の方策に就て豊多少の所見なからんや然りと雖も學識共に早く這般の大問題に染指して其の實相眞諦を剖析縷述するが如きは蓋し企及し能はざる所なるも聊か戒護教育等の事に關し已下逐次論述する所あらんとす江湖博雅の君子是正を吝むなくんば何の幸か焉れに加へん

第二章 戒 護

朔風颯然として鐵窓を撲つとき孤雁空に叫んで朝の夢を驚かし金氣凜乎として肌膚に逼るの際哀蛩草に咽んで夜涼の衾を濕すを覺ふ零丁孤苦渠等の境遇も亦悲痛の極ならずや夫れ然り故に渠等をして之を惡化し將た之れを善誘すること極端に論するときは一に戒護者の控御乃ち掌裏の作用如何に存す

抑亦當事者の職責たる重且つ大なりと謂ふべし況んや幼囚戒護の任に膺るものに於ておや蓋し人心の機微を察して渠等が正邪曲直の分岐點を愆まりしは果して那邊に原由するかを精査密察せざれば決して機に觸れ會に投じ善誘良化の端緒を索出すること能はざるものとす嗚呼眞に之れが戒護の責を盡して能く行刑の實績を擧ぐることも豈容易の業ならんや然れども一旦渠等が心性狀態の如何を洞破して喜怒哀樂の諸情發作の基く所を知得するあらば其端を索め其緒を引き以て善誘良化すること敢て至難の事業にあらざるべしと信す

而して其の所謂性情發作の點を取せんとするや蓋し最も周到なる注意を要する事項たり然れども之れが資料を得ること頗る卑近の間に在りとす他なし其の飲食の際に於ては一碗半皿の微も其の性行を寫し出す貪汚清廉の一端を知るべく其の起臥灑掃の時に當りては平素に於ける用意深淺の如何を察すべく其の他一舉手一投足の末と雖も細かに其の起因終末を研覈するときは何れか爛熳として天真の流露せざるあらんや於此乎戒護者其人は其機を逸せず直ちに殺到し速かに捕捉して以て箴規訓誡の資料に供せざるべからず苟くも如此にして利導誘掖し以て遺策なきに至らば渠等の戒護者を見ること慈母の如く從て戒護者の渠等を見ること愛兒も當ならざるに至るや必せり夫れ如斯にして始めて訓化の道行はれ改悔の實舉ることを得て幼囚懲戒の目的たる庶幾くは其の半ばを達し得たりと謂ふべし余輩は幼囚戒護の術に於て之れが當面の責に任ずる者に對し敢て完具充足を望まずと雖も少なくとも前述の手段の如きは之を體認して其の術に膺るの覺悟あらんことを期待するものなり

第三章 教育

幼囚教育の事たる監獄法中刮目に値ひする重要事項とす蓋し漫然として教壇に立ち一定の時間に既定の科目を講習し以て薰化の責を盡せりとせば余輩亦何をか言はん苟くも然らずとせば渠等幼囚が今日あるに至れる原因徑路及結果の如何を查察して個人別に其境遇思念の差等あるを甄別し以て將來に對

する處世の大方針を反覆説示し如何に教育の貴重なるかを覺得せしむるの最重要事たるを識認せざるべからず蓋し渠等の憶念は夢寐の間も止息することなく常に動搖するを多しとす就中短期のものに於て然り是れ他なし出獄後の生活に對する一念の作用にして何等かの惡事兇行を圖畫するに基因するに外ならず豈人生の悲惨事として道に經世の局に當るもの、戒心を要する頗る徹密にして亦最も精思を費すべき事能たらんばならず今や試みに渠等百餘名に對する個人別の境遇を精査し來らば概して家庭との聯絡通信は斷絶したるもの、み甚しきは父母兄弟又は伯叔等の存在するもの一人もなく一旦監門を出づるや何等の怙恃する所あつて其身命を托すべき苟くも一身の容るゝ所なくんば尋て來るものは飢と渴との襲撃ならん而して之れと争はんと欲するや勢ひ鼠竊盜攘の群に投せざらんとするも夫れ將た何を以てか能く抗衡するを得ん乃ち今日十金を竊み幸ひに法網を逃れ明日又百金を奪ふ而して浸潤漸く慣習となり或ひは強掠を事とし或ひは殺人を敢てし或ひは鬼となり蠅となり遂に底止する所なき兇惡無頼の匪類と化するや古來の獄史を緝かば歷々として之れ等の事實を徵見するに難からざるべし豈悚然として恐れ慄然として警しめざるべけんや

果して如上の情態なりとせば渠等は獄裏の教育を以て形式的に修課を強ひらるゝと云ふが如き傾きに陥るなきか若し斯くの如きの觀念を抱かしむるが如くんば實に立法の精神に悖るのみならず獄政の刷新上何等の効果をも留めざるに至るべし故に將來に對する就業上の慰安と出獄後の生活とに支障なきの方策とを講説し以て自營自活の針路を授け示すの緊要なるを思はざるべからず故に徒らに空理を談じ高尚に馳するが如きは斷々乎として之を避け亦渠等の特に嚮往する學科に在ては其の宜しきに従て之を策勵し之を選奨する等要するに境遇如何を察して將來に於ける身命の安處を示し過往齟齬斷して忠良の民と化するの覺悟を先づ奮起せしめ進んで講習に昇り樂んで授業を受け入房後に於ても教師の所説を宿題として念々之れが解決を案するが如き瞬時も他の念慮を崩起せしめざる様指導啓發するの

第四章 結 論

策に出でんことを懸望に勝へざるなり

以上の所論にして假令肯綮を得ずと雖も比較的其の歸趨を謬まらずとせば或は幼囚處遇上の研究に資するの一助ともなるべきか之を要するに渠等の多くは從來一身を安逸遊惰に處して嘗て紀律節制の何者たるを辨せず勞苦勤勉の善事たるは知らざるに非らずと雖も資性怯懦なるが爲め奮勵起して之れに近かんとするの勇斷なし爲めに社會は渠等を驅て鼠竊詳盜の渦中に投じ彼の自由又は名譽等を以て纏絡せらるべき光榮ある人世の鍵鎖を切斷せり是れ蓋し今日の境遇を馴致せる所謂正邪の分岐點を愆まりし第一着歩なるが事情如此を以て之れが處遇の上に於ける困難は勿論或ひは教育に或は作業に當事者の費すべき施設經營の勞苦は想像するに餘りありとす

我川越分監は是等の不良兒否不幸兒を收容して主として紀律に慣れ又勞苦に耐へしめ以て他日社會の良民となるべきの素質を養成せんとする本邦幼年監獄の嚆矢とす蓋し任務や重く使命や大なり故に余輩は敢て言はんとす此草創の際所謂渾沌の時代に於ける職員其人にして苟くも木偶泥塑ならざる限りは能く這般の消息を會得して幼囚處遇の上に益々新見を闢はし良策を案し以て模範監獄たるの實績を擧ぐるは當然の任務たるべしと赴任日尙は淺く且つ實務の經驗に乏しきは頗る羞愧に堪へざる所なるも聊か感懷の横發するあるを以て匆匆筆を驅て此蕪策の一篇を稿し了る江湖諸彦叱正の勞を吝むなくんば何の幸か之に如かん(于時明治癸酉の秋日木犀花香馥郁たる武州川越の僑寓に於て)

○何を以て行刑の主眼とすべきか

藤 木 法 林

或者は言へり、感化教養の時代は已に過ぎ去れり、今時は主として作業の選定にあり、適當の作業を

課して彼等出監後の方針を立てしむるにありとして、感化教養の左程重んずべきにあらずとす、適當の作業を課して出監後の方針を立てしむることの至要なることは言を俟たず、然れども作業の選定を主眼として、感化教養を輕視するがごときは、妄も亦甚だしと言ふべし、何となれば彼等の過半数は已に一定の職を有せり、中には巧妙なる技能をすら有するもの夥多あり、其殘餘に於ては一定の職を有するも慣習的犯罪にして、監獄生活を却て上乘のものと思惟せるもの等にして、全く無職なるものは其數極めて少し、然るを猶且つ作業の選定を主眼とすべきか、要するに一定の職業無きが爲めに犯罪するにあらず、精神にして健全ならんか、職業無きものは自ら之れを選定せん、已に職業あらば其職に忠實ならん、何ぞ其職を捨て、徒らに犯罪に走らんや、精神は針の如し行爲は糸の如し、針の趣くところ糸之れに従ふ、彼等入監者にして其犯罪の惡的行爲なるを全く辨へざるもの殆んど無し、幼年を除く、已に犯罪の惡なるを知りつ、而も其職業を捨て、犯罪に走る、之れ其精神の薄弱にして健全ならざるが爲めにあらずして何ぞ、此不健全の精神を健全に導くは主として、感化教養にあり、彼の健全なる身體には健全なる精神宿ると言ふことの、實際に於て強ち然るにあらず、彼の賭博者連又は下等社會の多くは其身體健全なるも、其精神は概して不健全なり、然れども精神の健全なる人は其行爲も亦健全なるは、事實に於て殆んど然り、又然らざるを得ず、彼等不健全なる病的精神の者に向つて尙作業の選定を主とし、たとひ至當の作業を習得せしめ、將來の方針を立てしむるに務むるも、精神已に病的なるを以て又遂に之れを捨て、犯罪に走る、恰も疾病に因て飲食物の味を失ふが如けんか尤も彼等の累犯者の多くは、其職業只名のみにして昔日の職名に過ぎず、改悛の情無きものは無論稍改悛の情ある者も、刑餘の不用其他の事情のため、再び昔日の職に就く能はず、其方針に迷ふの結果終に又犯罪の人と爲りし如きに對して、作業を選定し、出監後の方針を立てしむるの、如何に肝要なるかは尤より無論のことなるも、初犯より再犯、再犯より三犯と、其犯數を累ねる毎に、病的

精神はます／＼重症と爲れり、故に如何に主として役業の選定に務め、出監後の方針を立てしむるも遂に徒勞に終るもの類々たらん、要するに何れの點より見るも、先づ感化教養を主眼とし、健全なる精神を作らんに移め、一方役業を選定して、出監後の方針を立てしめ、内外適應するにあらざれば、行刑の目的は達せられず、従來の工錢なるものは、債權即ち權利義務の性質を帯びたるものにして、其目的の何となく曖昧に思はれしも、工錢なるものは、賞與金となりしより考ふれば、感化教養を主眼とすべきことの愈々然となれり、却説斯の如き柄乎として明かなることを更めて喋々するは、誠に嘲笑の愚論なるも、或は感化教養を輕視するの立案外無きにしもあらず、若し行刑の主眼たる感化教養を輕視せんか、其關係するところ實に大なるものあればなり

尙茲に研究し試みんとすることは、從來往々見聞するところの彼の勞働の習慣を付けることの最も重要なりとせることなり此事たるや皮想の見を以て考ふるときは有理解然なるが如きも、併しながら之れは殆んど絶望のことにて之を以て出監後に其効果を見んと欲するは少しく見當違ひにはあらざるか

抑此習慣については善の習慣と惡の習慣との二ある中、惡の習慣は最も容易なるものにて願はず求めず自然の中に得らるゝものなるが、善の習慣は仲々左様に甘く行けるものにあらず、たゞひ願ひ、求むる心切なるも、而も殆んど絶望と言ふも不可なきが如し、古徳の所謂善業は今世に學ぶところ願ふといへども動もすれば退く、妄業は永劫に習ふところ厭ふといへども猶起る、野の鹿繋ぎ難く家の犬自ら馴れたり、と言ひしは實に眞理なり、今此善の習慣は主として克己に依て得らるゝものにて、其克己は己れを知ると言ふ一の自覺より發するものなり、即ち主として自動的のものにして他動的のものにあらず、彼の怠惰放逸等を惡とすれば、此勞働は一の善なり、故に勞働の習慣をつけるは他動的にあらず主として自動的ならざるべからず、即ち他の制裁に依て勞働の習慣がつくにあらず、自己良心の制裁に依て初めて得らるべきものなり、惟ふに彼の嚴重なる規律制裁の下に勞働の習慣をつけんとする殆んど不可能に非るか夫れも彼等に於て自動的の勞働の習慣を欲するものが萬一これあらば兎に角先づ左様のものは減多に有るまじと思ふ、

凡そ人間は激物なるか故に、チンと言へばカンと言ひたい性分を持てり、一年二年と長日月の間勞働に従事せしめて居るか故に随分勞働の習慣あるべしと思ふのは恐らく誤解にして、長日月の間勞働に甘んじて居るは、不得止的の自覺より出でし即ち他動的のものにして、決して一の習慣と爲つて然るにあらず却つて其間には案外なる反動的潛勢力なるものが養成されて、他日爆發の導火線と爲るにあらざるか嚴重なる紀律監督の下に使役されて居る彼等は、既に自分は絶對に自由を拘束されて居る身なりと深く自覺せるを以て、恰も機械的に左右されて居るけれども、彼等の心中には日々夜々指を屈して放免の日を待ち、聽ては自由の天空に飛躍せんかの如何に樂しきかを豫想し、此快樂の豫想を以て、交換的に現在の苦痛を慰藉しつゝあるにあらざるか、要するに、精神健全なる人に向つてすら、他動的に勞働の習慣をつけると言ふことは甚だ困難のことなり、況んや不健全なる病的精神に向つておや、故に自分は如何に熟考するも、感化教養の如何に重大なるかを思ふと共に、行刑の主眼の感化教養にあることを斷言せんとするものなり、

○日韓人の行刑方法(司法權委任實施に就て)

草 城 星 孤 松

韓國に於ける司法權委任は不日緊急勅令を發して本年内に實施せられんと聞く司法權委任は即ち韓國治外法權撤去の前提たるを豫想するものにして而して之れが實施の上は第一居留日本人は從來の如き變則なる理事廳裁判を脱して秩序ある三審制度の裁判を受けることを得べく韓人亦母國の明法官の

審理を受くるの恩恵に浴することを得るは勿論其結果として文明的の司獄官に依つて行刑救済の途を講せられんとす時運とは云へ日韓兩國人の幸福實に多大なりと云ふ可し元來法は死物なり如何に美法と雖も之れが運用の妙を過るときは殆んど畫餅に齊しきのみ聞く當局者に於ても司法權實施に付き夙に慎思熟考之れが運用の方法を講究しつゝありと此の秋に當り予の切に感ずる所のものは日韓兩國人は從來の如く拘禁場所即監獄を區別し決して雜居せしめざることを必要ありとの事是れなり在韓國司獄官中には日韓兩國人は同一監房に拘禁して可なり否却て遊惰放逸なる韓人を監視感化するの方便なりと論ずる者あり予は其無謀淺薄の言に一驚するものなり何を以て爾か云ふ

(一) 日韓兩國人の文明の程度に霄壤の差異あることは一般に認むる處にして日本の文明的の監獄法を以て幼稚なる韓國人に適用するは刑事政策上害ありて利なきを信す宜しく韓國慣行の監獄則を斟酌して之に臨まざる可らず矧んや文明國に於て痛く非難攻撃する處の笞刑すら目今の韓國人に必要なに非らずや故に兩國文明の程度上絕對的治獄の方法を異にせざる可からざるの理由此に存するものなり

(二) 人情、風俗及生活狀態の上に於て著しき差異ある兩國民を一律の下に行刑するの不可能なるは多辯を要せざるなり

(三) 保護國の人民と被保護國の人民とを同一監房に雜居拘禁するは甚だ無謀の極にして其結果自然遠く保護國の威信に關することを慮らざる可らず故に何れの國に在りても保護國の人民と被保護國の人民とを同一の監獄に拘禁するものあるを聞かざるなり

右の外日韓兩國人を同一監獄に雜居するの不可なる理由數多あるも以上列擧の三個の理由に依りて之を解決することを得可きを信するを以て此に贅せず當局者にして余の所見も同じく日韓兩國人を全然區別して拘禁するの正鵠たるを是認せられれば余は茲に策を獻せん司法權委任實施の所
用として母國より年々歳々多額の費用を投せらるゝことなれば豫算の關係上到底近き將來に於て理想に適合する監獄を設備することは思ひも寄らざる處なるべし依て司法權委任實施の上は從來の各理事廳監獄を分監若くは出張所として日本人のみを拘禁し従前の韓國側監獄には韓人を拘禁して一時を綳縫しなば遺憾ながらも稍々理想に副へる拘禁をなすことを得べきものと信ず而して將來監獄新築の場合には監房は勿論作業場迄も全然區別して設備せられんことを望むものなり

○監獄衛生雜感 (其八)

金 澤 石 崎 貧 樂 生

(八六) 法醫學上の老人 Aschaffenburg 男子の犯罪は老年に至れば一般に減ず七十歳以上の男子の犯罪は六、八%なり老人の犯罪は身體或は精神の力を要するが如きもの少なく身體障礙三、八%同重症二、二%窃盜〇、六%詐僞五、一%なり小窃盜は七、三%にして多くは偶然行ひたる者なり然るに臟匿九、七%侮辱一五、九%破約二三、八%及び風俗壞亂二三、八%の多きに達せり一九〇四年に七十歳以上の老人九十二人風俗壞亂にて處罰されたり著者の觀察に従へば彼の地の氣候にては生殖力は五〇乃至六〇歳にて急に減ず交接慾は六十歳後には殆んど消失す併し七十歳以上にて尙生殖力存するものあり老人は少女を選ぶ是れ大人の抵抗力に勝ち能はざるが爲めに非ずして老人の能力は平行ならざるが故なり

プレスレルの擧げたるは五年間に二十歳以下の少女と結婚したる男子は四〇乃至五〇歳七三乃至八五人五〇乃至六〇歳二三六乃至四一一人六〇乃至七〇歳二八九乃至四八七人なり臨床上の經驗によれば風俗壞亂をなしたる老人は既に多少癡呆に陥れり斯る者の精神狀態は如何なる場合にも確めざる可らず老人に對しては特別規則を設くるの必要なく只精神病者の責任能力に關する一般の規定を適用すれば可なり

(八七)精神堤園狀態 Pelman, Psychische Grenz-zustände 本書には犯罪者 飲酒者 好訴者 欺罔者より強迫觀念感動妄覺民族精神病に至るまで豊富にして多様な材料を蒐集し之を觀察するに文學歴史心理學精神病學の各方面よりせり法學家其他有識者の一讀を値す

(八八)指紋と其法律的異同 F. von S. 指紋とは指の押像の研究にして即ち何等か物體の上に指腹を押したる所の像なり尤も此研究は二種の事實を確定するものにして總ての指紋及其法醫學上の應用は此研究に基くものなり第一の事實は各個人の指腹に於ける皺襞及び線の配列は生涯決して變せざる者にして然かも其配列たるや全般に於けるもののみならず最少部に於ても變せざるものなり第二は二指共に同一の押像を呈せざることを程指腹に於ける線の配列は多種多様なりと云ふ事實を確定する者なり指紋は又各個人の善良なる確實なる目標をなすものなり此目標は生涯を通して唯だ全十指を失ふに非ざれば消滅せざる者なり指の損傷に於ても此目標は新生皮膚に由て以前と同じ目標を呈す乳頭が完全に破壊せられし時も癩痕を表明す故に尙ほ一般の像は各個人を鑑別するに充分にして其癩痕は更に特有性を呈する者なり屍體に於ても亦其押像は證明せらるゝ者にして斯く永遠に皮膚は變形せざる者なり指紋の分類は各國に於て其指紋の同一なることを表明せるところの種々なる型式に從て分類せらる著者の説明せる種々なる型式の中 Vucelic 氏に由て考案せられたる最も單純にして實用的なる方法を解説せられたり其大要は次の如し

總ての指紋は二點の存在と位置とに由て四種類に分類せらる此は渦文をなせる線の中點Z及びデルタDなりデルタとは水平なる基底を有する三角形にして其尖端は中點に向て存す A (弓形) を以て表はせる第一類は決してデルタを呈せざるものなり此線は一側より他側に引ける弓形線にして相重りて存す第二類は(内小隆起 Bondeintenne) I を以て表はす此狀等は線線を呈するものにして左側(觀察者より見て)より始まり中點を迂廻して左側に歸る線なり第三類(外心隆起 Pandeintenne)

は同じく線線にして右側より始まりて左側に終る者なり第四類は各側に於てデルタを表はし其線は楕圓及螺旋形の中點より巡回狀に迂回す之れを (Varticelle) と云ふ此分類は拇指に屬する時は大字 Alea を以て表はされ他の指の時は 1 乃至 4 の數字を以て示さる各個人に關する指紋式は右側手指の圖を示すところの Serie 及び左手に對する圖を示せる Section より成る若し指を切斷せるならば其に對して 0 なる數字を加ふ又其押像が全く癩痕を以て破壞せらるゝならば記號として x を用ふ個人に關する指紋或は例を以て示せば Serie V2133-section A3421 の如し此最も單純なる方法より既に 108756 の錯倒 Combination を成すべし故に若し各指に對し少くも十個の所謂特有なる點を確定せんと欲せばそれは統計的奇觀を呈するなるべし其奇觀は全く同一なる指紋を有する二個人を發見する迄は現在の全世界の住民に向つて 4600387 世紀間有効なりと云ふにあり又指紋の他型式に就ても詳に説明せられたり此等の方法は既に各國に於て應用せらるゝところにして測入法を全く排斥するに最も良き方法なり又遠距離寫真に由て直に押像の迅速なる媒介は他の土地に送られ其れを以て指紋に對する最近の疑問が解決せらる指紋式は勿論精細なる人相書に由て保存せらる是れに由て先づ疑惑を置き次で其指紋を確定することを得らる

(八八)殺蠅新案 衛生的害毒の媒介者たる蠅の除却法には何人も苦心する所なるが瑞西國醫師通信雜誌に載する所を見るに十%の「フォルモール」溶液を廣き皿に盛り室内或は庖厨内處々に放置するときは蠅及蚊は自づから其臭氣に引かれて器中に入り來りて斃死すと夜間は器の中央に硝子製の小燈を點じ置けば一層能く蚊蠅を招致して之を液中に導き斃死せしむるの功ありと云ふ是同國人デラマーン氏の考案なり

(八九)蚊蠅驅除 熊本縣八代郡八代町には「マラリヤ病多し」と云ふを以て蚊族を驅除せんが爲に石油を溝渠の水面を被覆し得るに足る少量を撒布せしに子子は二三十分間に悉く死滅したり故に本年は

著しき蚊屬減少せりと云ふ

(九〇)患者輸送方法 外國に於ては本法の進歩著しき者あり栗本博士が先年西洋を巡回せられ視察せられたる所によれば自動車馬車を用ひ其構造特種の者にして毫も患者に苦痛を與へずと云ふ特に近來自轉車を利用し得ること盛なりと即ち救濟すべき場所迄自轉車にて急行し茲に車體を運搬車に變造し患者を載せて運ぶ者にして其迅速簡便なる想像の及ばざる所なり監獄に於ても指架さへ充分ならざる所あり耻ぢざる可けんや

(九一)輸精管切除に依る犯罪者及び其他低能者の避妊法

結婚禁制は犯罪者及び變性者の繁殖を制減する有力の方法に非ず只生殖器を直接に處置することにより此目的を達し得べし罌丸切除法により此目的を達し得べしと雖此法は單に生殺機能を制止するのみならず又廣義に於ける精慾の發動を障害するを以て稍酷に失するの觀あり之に反して輸精管切除法は完全に此目的を達するものと謂ふべし如何となれば兩側罌丸炎に罹れる男子に於て日常見る如く此法は勃起及び射精の機械的作用には毒も障害を及ぼさず而も生殖機能を完全に制止するを得ればなり

輸精管切除術は外來患者診察所に於て數分間局處麻睡の下に行はれ皮膚の切開は極めて小にして足る創傷傳染病を招くの危險なく又術後靜臥するの要を見ずインヂアナに於ては犯罪者精神病者及び白痴の生殖を禁制するの法律ありエッセルリンウエルレ監獄には既に是等不妊となせる者八百人以上を收容しありオレゴン(北米合衆國聯邦)にも同様の法律制定せられ又ネブラスカの立法部の立法部に於ても之に類せる法律制定の建議案提出せられたり犯罪者及び白痴の生殖禁制は頗る重要な問題にして既に只一種族のみを隔離する移住法により此目的を達せんと試みられ又同様の目的を以て低能者の永住に充てたる收容所の設立を見たり然れども此目的は輸精管切除法により最も簡單に且つ最も確實に遂行せらるべし

(九二)情神病者の血液 躁鬱病及び早發痴病に於ては此血液の中に他の精神病者及び健康者の血液中に證明せざる物質を含めり其物質の量は極めて僅少なれども其存在を證明し得るものにして恐くは「ヒヨレストリン」様物質ならん此物質は現時未だ何等精神病的症狀を呈せざる者に於ても其血液中に證明せり但し家族に精神病者ありたり

(九三)結核死亡數の減少 「ドクトル」エーマイセン曰く近年英國及び獨逸に於て結核死亡が大に其數を減じ人口一萬に對し十乃至十五人内外となれるは社會衛生及び社會政策の進歩に基づく結核患者を減じたる結果なりとす

○改正刑法并に改正監獄法實施後に於ける趨勢

日比谷 吉野 法 鐵 居 士

刑事裁判所は犯罪事實に對し刑罰を科する所にして監獄は犯罪に對し科したる刑罰を執行する所なり故に兩者の關係は原因結果の双關を爲するものにして常に其運命を同ふするものと云ふべし而て復讐主義畏嚇主義又は遮斷主義の時代に於ては監獄は常に囚人保護場たるに止まりしが十九世紀の初に至り刑事法典の大原則に變更を生じ刑罰の目的は懲戒感化にありと此一轉の現象に因り監獄を改良するの必要を生ずるに至れり於此各國競ふて監獄の新設改築に努め今や刑法の要求を充しつゝあり纏て吾國に於ける刑法并に監獄の内容を案するに舊刑法は累犯處罰の方法として假令數犯數十犯に至る輩に對しても僅かに一等を加重するのみにて理論上妥當を欠くのみならず犯人側より云ふも僅かに一等の加重を受くるのみにて毫も苦痛を感せざるが如し從て刑罰の威嚴殆んど地を拂ふに至れり今舊

刑法時代の末期即四十一年自一月至六月犯罪の數を統計表により調査するに無慮二十八萬八千七百七人(拘留四)之を總別すれば初犯十萬二千四百五十七人再犯以上十八萬六千三百十三人の多數を示すに至れり

先是吾政府は夙に刑法改正に着手し進歩せる學理と經驗とを基礎とし朝野の識者を集め審理講究の結果漸く完成し已に一年以前に於て之を執行するに至れり其骨子とする處は累犯は犯罪を職業とするものにして社會の生存上極めて危險なるを以て宜く之に重刑を科し以て再び犯罪を敢てなざしめざらんと欲するにあり故に裁判官は累犯者に對しては極めて重刑を科するに至りたる結果犯罪數は非常に増加し社會の耳目たる新聞は其重刑を批難し當局者は多少之を悲觀するの傾向を生ずるに至れり左に之を例示せん

初犯十二萬五千〇十人
 累犯十八萬八千七百〇七人
 計三十一萬三千七百十七人

▲毎日新聞

新法實施の影響として最も著るしき現象は刑罰の甚だ苛酷となれる事實なり這は一々實例を枚擧するまでもなく日々裁判所に於て言渡されつゝある刑事判決に據り明瞭なりとす即普通の窃盜犯に就て見るも舊刑法は二月以上五年以下の重禁錮に限られたるが故に情狀最も重き者どもも年を超ゆることなかりしが新刑法は刑罰の範圍極めて廣く單に十年以下の懲役であるにより四年五年の重刑は今や普通のこととして言渡され情狀少しく重からんか七八年以上の刑を科せらるゝこと敢て珍とせず財産犯人命犯等の諸罪に於ては同一筆法なること勿論なりと云々

▲神戸警察署長の談

司法統計の示す所によれば窃盜の數は著しく減少したるが如きも決して枕を高ふして眠る能はざるなり吾人の生命財産は新法實施前に比較すれば一層不安を來せりと云ふも不可なきなり曰く新法實施以來窃盜は大抵監獄に投じたるを以て今日盜難の數は殆んど半數となりたるも之に反し近來強盜は非常に増加したるが如し舊法時代に於ては強盜は極めて僅少なりしに新法實施後に至り俄に増加したる其原因は不明なれども予は嘗て在監中の窃盜犯人が新法は刑期を擴張し裁判所も亦累犯者に對して嚴刑を科するを見て若し自分等が窃盜にて再び捕縛せらるゝときは十五年二十年の刑に處せらるべしと語りたりと云ふを聞き憂慮措く能はざりしが犯人を捕縛するに至り意外にも壯士俳優の上りなごに多きを見て聊か安心したるも強盜の増加は事實にして誠に憂ふべきことのもなり云々

之を要るすに改正刑法は犯罪防遏殊に累犯防遏の目的を以て出生し出生後僅かに一年を経過したるに其成績は意外にも發生の目的に反し以上の統計並に批難を受くるに至りしは抑刑法自身の責なるか將た之を運用する諸士の責なるか必ずや其一方に歸せざる可からず更に一轉し之を監獄に付説明せんに監獄の目的は云ふまでもなく犯人を懲戒感化するにあり懲戒感化は階級的の制度により嚴格なる處遇より漸次寛大なる處遇に向はしむるにあり尙換言すれば獨居拘禁より雜居拘禁更に進んで假出獄假出場等の階級の下に漸次其自由を認むるにあり然れども本制度の實施は行刑機關の設備完了するにあらざれば到底之を實行すること能はざるなり試に吾監獄の狀態を案するに各監獄に於ける獨居監房五千房を以て勢ひ畏嚇主義遮斷主義の時代に於ける囚人保護場又は犯罪學校たるの批難は到底免るゝ能はざるなり故に今日に於ける監獄の實況にては到底改正監獄法の精神に副ふこと能はざるものと云ふも過言にあらざるべし然れども假令精神に副ふこと能はざるにもせよ可成的其精神に副はしめんとの誠心

誠意を以て奮勵せざるべからざるに事實は往々之に反するの感なき能はず即監獄の生命たるべき檢束力の薄弱なるか爲めに四十一年(自一月)に於ける在監者の逃走數五十件四十二年(自一月)に於ける逃走數八十件の多きに至りしは畢竟在監者の増加と共に戒護力の減少したることを證明するに足るも亦誠心誠意の足らざることも大に其原因たらざる可からず
尚終りに一言すべきは刑法監獄法とも各其豫期したる効果を收めんとするには如何なる方法を採用すべきは刑事政策上最も緊要なる問題にして深く研究を要すべきものと信す

統計

明治四十二年八月末日現在々監人員表 (△ハ減)

刑事 被告人	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
	現	増	現	減					
刑事 被告人	七、五五六		四一四		七、九七〇	七、一六二	五、一八一	八〇八	二、七八九
受刑者	五五、四六七		三、五〇〇		五八、九六七	五八、〇三二	四六、九九三	九三五	一一、九七四
勞役場留置者	六五三		一〇四		七五七	九三三		一七六	
懲治人	七九九		七〇		八六九	九二九	一、三八一	六〇△	五二二
携帶兒	四三		三九		八二	九五	五五△	一三	二七
監獄	六三、四七八		三、九五六		六七、四三四	六六、〇三七	五二、三六〇	一、三九七	一五、〇七四
留置所	一、〇四〇		一七一		一二一	一一四	一一、二五〇	九七△	三九
總計	六四、五一八		四、二二七		六八、六四五	六七、一五一	五三、六一〇	一、四九四	一五、〇三五

本表中外國人ヲ国籍ニヨリ區別スレハ左ノ如キ

国籍	刑事被告人	受刑者	計
清國	一七	四四	六一
韓國	一	五	六
英吉利	一	四	五
露西亞	一	一	二
伊大國	一	一	二
總計	一八	五五	七三

明治四十二年八月末日現在受刑者罪名表 (△ハ減)

罪名	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月中ノ新受刑者	前月比較
	現	増	現	減							
竊盜	二五、六三一		一、二〇四		二六、八三五	二六、二二二	四八七	五七三	四、三四八	一、七二二	三〇五
強盜	三、七一七		一一		三、七二八	三、七三二	三、七九九	四△	七一	一九△	一一六
賭博及ヒ富饒	四、四四七		二三四		四、六八一	四、七六三	一、七〇五	八二	二、九七六	五七八△	二九〇
詐欺及ヒ恐喝	四、九八一		二〇五		五、一八六	五、〇七八	一、七〇二	九八	三、三八五	四八九△	二五〇
贓物ニ關ス	一、七三八		八一		一、八一九	一、七二一	三、六二〇	九八	三、三八五	三〇二△	七七
發業及ヒ隠匿	七七五		一〇五		八八〇	八八六	五四五	六	三三五	三〇二△	七七
通貨偽造	一七九		二		一八一	一八二	一	一	九七△	九七△	四二
文書、有價證券偽造	六六二		一一		六七三	六六八	七二三	一	一八△	一八△	一〇
印章偽造	二、〇〇三		五九		二、〇六二	二、〇八〇	一八	一八	一〇六△	一〇六△	一〇〇
偽證及ヒ誣告	五九六		五		六〇一	五九五	二、六七二	六	二二三△	二二三△	六
總計	一一九		五		一二四	一一九	五三	七	二五△	二五△	七

瀆職	傷人	殺害	墮胎	公務執行妨害	逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	放火	住居ヲ侵ス	昇取及ヒ誘拐	陸海軍刑法	諸森林法	規兵令	郵便及ヒ電信法	則稅法	以上列記以外ノ刑罰	注記及ヒ諸規則違	犯罪	總計										
三五	二六八五	二、八五一	八九	一〇	五三	八五	一一八	五七	八五	五四一	一八	八〇	一〇	一、四七〇	五五、四六七	三、五〇〇	五八、九六七	五八、〇三二	四六、九九三	九三五	二、九七四	九、一七四	二、一〇〇	二二八	三三八	一〇	三

備考
 一本書ノ前年同月末日ノ罪名ニ付テハ便宜上詐欺及ヒ恐喝横領ニ對シテハ舊刑法ノ詐欺取財受寄財物ニ屬スル罪ヲ文書有似
 證券偽造印章偽造ニ對シテハ舊刑法ノ官印官文書私印私書偽造行使罪ヲ又殺人懸兒殺ニ對シテハ舊刑法ノ謀殺故殺罪ヲ各

合算比較シ其他新舊法ノ各罪名及内容ノ相異アリテ對照シ得サルモノハ以上列記以外ノ刑罰及諸規則違犯罪ノ欄ニ算出
 シ以テ其増減ヲ示ス

明治四十二年八月末日現在受刑者刑名表 (△△減)

刑	役	懲	無期懲役		有期懲役		計	前月末現在	前年同月末日現在	增減	前年比較
			男	女	男	女					
無期徒刑	無期徒刑	無期徒刑	三五	五	一一	二七	三六三	三四六	一	一	一
十五年未滿	十五年未滿	十五年未滿	三三一	一一	二七	一、三三三	一、二二六	一、一七〇	一〇	一	一
十年未滿	十年未滿	十年未滿	一、三〇六	一一	二七	一、三三〇	三、〇五八	二、八二一	二二七	一	一
五年未滿	五年未滿	五年未滿	三、一七八	一一	二七	三、三三〇	二、八一八	二、七二二	五九六	一	一
三年未滿	三年未滿	三年未滿	二、九四六	一一	二七	三、一三四	八、六三二	九、〇七	四三九	一	一
一年未滿	一年未滿	一年未滿	八、九九九	一一	二七	九、五三九	六、七八四	五、一五三	一、三八四	一	一
六月未滿	六月未滿	六月未滿	六、六三九	一一	二七	七、一〇三	五、〇〇九	一、一六三	二、〇九四	一	一
二月未滿	二月未滿	二月未滿	四、五一	一一	二七	五、〇〇九	二、八二一	一、七四一	一、〇八〇	一	一
計	計	計	二八、一三九	一一	二七	三〇、〇四八	二八、一七〇	二八、一七〇	一、八七八	一	一
無期徒刑	無期徒刑	無期徒刑	一、六五八	八	二八	一、七四一	一、七四一	一、七四一	六	一	一
有期懲役	有期懲役	有期懲役	三、一五五	二八	三三	三、四四一	三、四六八	三、七六四	二七	一	一
重懲役	重懲役	重懲役	二、四五六	二八	三三	二、八二七	二、八六四	三、二九九	三七	一	一
輕懲役	輕懲役	輕懲役	三、〇三八	二八	三三	三、二〇五	三、二四四	三、七四八	三九	一	一
五年以上	五年以上	五年以上	二、六六五	二八	三三	二、六九三	二、七二七	二、九二六	三三	一	一
五年未滿	五年未滿	五年未滿	五、八四五	一一	二八	五、九五九	六、〇九〇	六、七八二	一三一	一	一
三年未滿	三年未滿	三年未滿	六、一四六	一一	二八	六、三二九	六、九三六	一、六三九	六〇七	一	一
二年未滿	二年未滿	二年未滿	七五一	五〇	八〇	八〇一	九三六	四、七八七	一三五	一	一

○ウオームスウッド監獄を訪ふ

の記

救世軍中佐 山室 軍 平

(一)

余は去る六月五日倫敦にて最も大きな監獄と稱へらるウオームスウッド監獄を訪問致した。其次第は此うである。

一體英國に長刑期の囚人を容る、監獄所謂「コンピクトプリズン」が四箇所あり其他は皆短刑期のもの容る、監獄である。最もブロードモリアといふ所に一種特別の設備があつて「クリミナルアツサイラム」と呼ばれて居る。これは専ら發狂的に犯罪した者を收容する所にて、つまり犯罪者の癡狂である。目下九百人を容れて居り、其内五百人餘りは殺人犯ださうである。

倫敦には四箇の監獄があつて何れも一週乃至二年

位の短刑期の囚人を收容して居る。これより數日前救世軍社會事業本部より余が監獄訪問の事に就き其許可を求め書て置かれたので、内務省から三枚の許可書が來た。即ち余は之を用ひて三ヶ所の監獄を訪ね得るわけなのである。

(二)

一體英國にては聖公會が國教といふようになつて居り。其監獄に對する關係は丁度我が國にて本願寺が教誨師を獨占して居ると似た様な風である。

殊に英國人は保守的であるから救世軍の如き新に起つた團體が横から入つて囚人の爲めに盡すなどといふことは仲々困難であつたが、事實ほど有力なる辯護人はない。救世軍に依て驚くべき犯罪者改心の實績が續々擧がるのを見るに及び、監獄は救世軍に向ふても喜んで種々の特典を與へ、之をして思ふ存分に犯罪者の感化に盡力せしめんとするの傾向を生ずるに至つたのである。現に社會事業部司令官スターデアス少將と又出獄人保護部長ブレイル中佐との如きは、いつ何ん時でも望みの儘に何れの監獄にでも行き、其囚人の室に入り込

んで勝手に之と面談し、更に何等の拘束を受けないこととなつて居り、倫敦以外の監獄にては又いつ訪問致す故面會を望む囚人の用意をなし置下されよと通知さへすれば、何れの監獄でも其部長なり又は看守長なりから全囚人に廣告し、豫め救世軍士官に面談を望む囚人の名簿を調べて待つて居るといふ有様。そこへ士官はやつて來て次から次へと一人々々に會見し、時としては一日に八九十人と語る如きこともあるとのことであつた。

(三)

余は救世軍の出獄人保護部長ブレイル中佐に伴はれてウオームスウッド監獄を尋ねたのである。監獄の手前にて典獄や各部長等の官宅の前を通つて心地好く覺えたるは、其建物の周圍に草花など多く植え、壁上には馬かづらが攀ぢのばつて居り、何んぞなく雅致のあることであつた。兎角此種の場所に関係したる建物には官宅までも何んぞなく没趣味で乾燥で近く者をして冷たい感を起させるのが少なくないやうに思ふ。併し此ウオームスウッドでは余は全く之と反對に何んぞなく温かい、

(四)

心地好い、而して中に住む人の人物までも床しく覺えらるゝ様な氣持がしたのである。愈々監獄の門前に近き見上ぐれば赤煉瓦の巨大なる門には鐵の扉が箝めてあり、正面から向ひて右の方の壁の上にはジョンハワード、左の方にはエリサベスフライと、男女二人の監獄改良家の肖像が高く掲げてある。只これ丈でも聰慧なる現代の英國人が監獄に對する思想感情の一斑を察することが出来る様に思ひ、余は嬉しく感じたのである。

門の右側の事務室に入つて一寸休む、ブレイル中佐は此日五人の囚人と會見する積りであつた故、其姓名を通じて手續きをなす。其間に出たり入りたりする看守長、看守等の風を見るに、巡查は立派な體格の人ばかりではない様子なれど、何れも大抵屈強な男子許りである。(英國の巡查は六尺有餘の大男のみ擇んである。)日本の様に劍を帯びては居らねど、スポンの陰に一本の短い棒を携へて居り、腰には鍵をくゝつた鋼鐵の鎖がガチャリと鳴つて居る。之にて所々の扉を開閉し、

て通行するわけである。やがて一看守長に案内せられて監獄内を參觀することとなる。其扱ひ振りは如何にも打とけて且つ親切であつた。

(五)

目下此獄中に千四百人の囚人が居る由。作業は木工、靴製造、仕立職、籠、郵便局用の袋、刷子等の製造、製本、洗滌等であつた。囚人の着物は茶褐色にて個の記號が處々について居る。帽子は中折れの縁なしにて着物と同じ切れて造つたものである。腕に赤い星のあるのは初犯のしるし、ないのは再犯以上である。別に腕に黒い形の記事を一筋乃至三筋帯びて居るのがある。是は重に在獄の日數に因てつけられるものである。彼等は一日神妙に勤むれば行狀點八點を與へられ、一ヶ月勤め了すれば二百四十點、而して二百四十點毎に一筋の形の記事を貰ふ。行狀が悪ければ貰ふた後にも減奪されることがある。最も三本筋以上はない。此筋の多少に由て手紙を出す回数書籍を借りる度數等に差別がある。一體手紙は最初入監の日より六週の間一本丈出すことを

許され、其後は一月に一本といふのが常の規定である。書物は圖書室に備へ付てある中から通常毎週二回宛借覽を許されるのである。

(六)

監獄内を參觀する間に一つの大きな室にて十數人の青年囚徒が盛んに器械體操をやつて居るのを見た。繩のぼりをするやら、木馬を飛び越すやら、木馬の上に逆さ立ちしてひつくり返へるやら、仲々巧みなものである。固より之には教師が附て居つて順ぐりに此等のことをやらすのである。何んでも之は出獄後水夫などになり度い志望の青年の爲めに特別に設けられたる課程ださうである。又他の大きな室にては十七八才から二十才位とも見ゆる者共十數人に普通學を授けて居るのを見た。之は其資格ある教師が毎日二時間宛教へて彼等の教育の缺陷を充たすのであると聞いた。

(七)

囚人の起臥をする處は四階建ての宏壯なる建物にて四棟あり何れも縦に長く室を連ね、之れが兩方から向ひ合ふて居り、真中は四階の上から下階迄のかど大きな料理場に行つてしらべて見るに、通常の分は黒いパン一斤の三分の二ほど、ブリンキの罐に入れたるスープと、馬鈴薯のうでたるを七八づゝ添へてあつた。分量も少からず養分も十分にあるのだらうと考へられた。食つて見よといふ故。パンの碎斤を食つて見る。結構だと思はれた。同行のブレイル中佐も焼き方が上手だとして大層褒めて居られた。病人は非常に大切にされるものと見え鶏肉に馬鈴薯に野菜にスープと別に白いパンとを添へてあつた。仲々の御馳走である。

(九)

うち抜いて空間を存してある。只所々に兩方へ渡るべき鐵の橋がある許りである。室の外には鐵製の欄があるから一向危険の恐はない。何れの室も煉瓦の厚い壁にて圍まれ、入口は鐵の戸と同じく格子戸と二重になつて居る。室内には少さき白木の卓子と腰かけとあり隅の隅には聖書と讚美歌と他に二三冊の書物が載せてある。何か特に圖書室から借りて來たらしき書物を載せてあるのも見受けた。彼國のことであるから囚人と雖も寢臺を用ひるのであるが、寢臺とは云へ日本で言へば洗濯物のホン板にちよつと二所木を打ち付けた迄のものである。いはばまないたの大きい見た様な恰好にて、高さは床板を去ること僅かに二三寸のものである。それに毛布一枚「ラツグ」一枚と「シーツ」二枚宛を渡してある。最も行狀の宜しきものには本式の寢臺を渡し、別に小さな鏡なども備へさせてあつた。申す迄もなく何れも悉く獨房制度である。

(八)

彼是れする間に晝飯時になつた。食物は何んとも

囚人は朝六時に起きて夜は八時に寝るのである。英國人は多く夜食をたべる故四食の人も多いが監獄は矢張り一日三食である。毎日四十五分は是非外出して運動すべき規定にて、余が此監獄を訪ねたる日は雨天であつたに拘らず、それでも看守が附添ひをこゝに二三十人宛、何れも四五尺の距離を保ち芝生の間の途をぐるぐると徒歩して居るのを見た。雨がふる故マントを着て居る。マントも服と同様の切れて同様個の記事がついて居

る。序に申し上げるが此記號は監獄製の品物に迄往々にして附けてあり。例せば囚人が製造する刷子には黒い毛にて茶褐色の毛の間に右の記號を織り込んである様なことであつた。

(十一)

此監獄内に三つの禮拜所がある。一つは言ふ迄もなく國教會に屬するものにて大さも一番大きい。毎朝八時から禮拜があり、日曜日には二回の集會があつて囚人は交代に半分宛出席する。之は建物が一時に凡てを容れる程廣くない爲めである。此等は何れも教誨師が之を司どる。他の二つの少しい禮拜所は、一つは天主教信者の爲めに、今一つの方はユダヤ教の信者の爲めである。國教の行はるゝ國柄とは云へそれ丈他の宗教をも認めて居る所が面白いと感じた。

(十二)

此日ブレイル中佐は五人の囚人と面會せらるゝ筈であつたことは前に言ふたる通りである。第一に面會したるは強盜犯の男であつた。之は芝生の間を運動して居る中から特に呼び入れ室の入口にて

色々話をせられたのである。附添の看守は些ども干渉しないで爲すが儘に任せて置くのである。至極寛大な扱ひ方であると思ふた。兼て此男の友人より出獄の上は加奈太に移住する様周旋してくれと救世軍に頼んで居るのではあるが、加奈太の政府は此頃移民の取締を嚴にし、出獄者は一切之を受け附けぬことにしたので、その事は實行の見込みが無い。それ故此男の爲めにも出獄の上は内地にて何等かの方法を立て、やらねばならぬわけである。

中佐はそれ等のことに就き色々語り、兎もあれ心を改めて真面目な生涯に入るべきことを懇に諭された。これは三十恰好の男にて人相は餘り宜しく見えなかつた。

(十三)

第二の男は恰惻氣に見ゆる同く三十才許りの男にて贖金使をやつたものである。之は其妹から救世軍へ頼んで來た故こちらから名指して訪問したるものであつた。中佐と余とは其室に入つて彼と物語るに看守長は戸の外に立つて何をして話して

居るか一向平氣で放任して置く。何とも早や寛大の至である。此男は出獄後救世軍へは行かぬ矢張元の教會へ行くといふ。至極結構である。今何んにも宗旨換へることなど考へて居る暇がない、只兎も角も神を敬ふて善人になれといふ様な話をせられた後に第三の囚人を訪ふ之は空巢視ひをなしたる七犯の囚徒である。年は四十一才名はミス、刑期は二ケ年の處滿期に付其月の内に赦免の筈である。入獄中に妻は遁げて他の男と一緒になつたといふことである。『今度の罪は全く反達の巻添です』とか何んとか申わけをしかゝると、中佐は之を遮り『罪を罪とせよ、徒らなる申わけをするより大事なものは悔改めて眞人間になる覺悟をすることである』と随分直截な説諭を試みられた。『今度といふ今度は必ず改心の實を擧げたいと思ひます、どんな規律にでも服しますから救世軍へお引取を願ひたい』といふ。『出獄早々ホワイトチャペルの社會事業部男子部へ尋ねて來い』と一切の打合せをしたる上にて其室を出る。

(十四)

第四のものは棍徒にて年は三十四五才名はシヂェル、妻もあり子もある、悪友に交はり居酒屋に足繁く通ふたのが墮落の始まりであるとの懺悔話。彼の入監中其妻は内職などして辛く自活の道を立て、居る。併し自分が出獄の日執るべき職がなくては忽ち餓に迫るわけ、何んとか方法はありますまいかと折入つての相談に。中佐は然らば其節は何等かの職業の見付かる迄毎日食物を其家に贈つてやらうと約束せられた。尙同人は今後必ず心を入れかへて善人になりますと誓ふ故。中佐が自分の決心丈でそれが出来ると思ふかと尋ねられる。否々自分の決心や覺悟の當てにならぬことはしみつゝ思ひ知りました、今より後は唯神の救の力によりつゝ、己が全力を盡すの外ありませんとの、いとほらしい返事であつた。

(十五)

最後に面會したるはウツドといふ僞手形を使ふた男であつた。彼が犯罪の事情は同情に堪ぬものがある。或時彼の妻の父はどう云ふ丁簡からか彼の妻が或海軍士官に通じて居るといふ様なことを彼

に告げたのである。それ迄は貞節無二の婦人と信じて居つた妻を、現在の父から不貞の女なりと告げられた彼は失望落膽の餘り、全く自暴自棄してしまふたのである。乃ち面當ての積りにて妻の妹に私通し、金を亂暴に使ひ其結果不正の事をして二度迄入監することゝなつた。が其實妻は世にも稀なる貞節の婦人にて、夫が斯る亂行をなすのを悲みつゝも三人の児供を細腕にて養ひつゝ、朝な夕なに夫の改心を祈り、終に助力を救世軍に求むるに至つたものである。ウツドは身の上を打明けて、何分にも妻の父が怨めしくて堪りませぬといふ。それもさること乍ら卿の妻に對する仕打が第一宜しくないではないかと言へば。それでも自棄になつた際でしたからと言ひわけする。如何にも然うであらう、併し事實が明白になつて後にも尚卿が妻の妹に變な手紙をやりなしたるは不都合ではないかと詰れば。全く私が悪うござりました、幸なき妻こそ氣の毒なものでありますとて、おゝ泣き出した。見れば彼の小さな白木の机の上にはカビ子形にて妻が一人の女の兒と一緒に立

より御寫眞を平田所長に下賜せられ夫より刑事訴訟台覽遊ばされ控訴院長より訟廷に於ける裁判長其他の座席等御説明申上げたるに一々御會釋あり終つて還啓遊されたるが翌二十五日院長の事を晩餐に召され席上辱くも同院長に對し被告事件は毎日何件調ふるや何時頃に調べるや、犯罪は何が多きや、犯罪の内審理の困難なるは何なるや、囚人は幾人ありや、囚人に病者ありや、監獄は何處に在りやの意味其他二三の御下問あり控訴院長は只管恐懼にたへず御答申上げたりと云ふ聞くにたに麗しくも畏き極みにこそ

○大谷派教務所長會同諮詢會

大谷派本願寺に屬する監獄教務所長は本月二十日より東京淺草なる同寺別院に會同し向一週間同派法主の諮詢に對し審議答申し尙各監取扱に關し協議する筈なるが之に會同せしは巢鴨、名古屋、金澤、横濱、膳所、熊本、山形、富山の八監獄教務所長にして本省よりも局長事務官等繰合せ出席せらるゝことになれる由今日まで發表せられたる

てる姿の寫眞が載つて居る。且戒め、且つ諭し、後日の心得を示して別れを告げたのである。

(十五)

右は余がウオームスウツド監獄訪問の事情の概略である。其他の監獄は時日のない爲め終に訪問することが出来なかつた。其内務省から與へられた監獄參觀許可書にて不用に終つた内の一葉は今も紀念の爲めとて余の行李の中に大切に保存してある。(完)

○皇太子殿下裁判所に行啓あらせらる

(附犯罪事件御下問)

皇太子殿下には北陸地方行啓の折柄九月二十四日畏くも鶴賀を金澤地方裁判所に任せられ藤田名古屋控訴院長手塚検事長其他同地方管内判事檢事一同に拜謁を賜ひ控訴院長は管内地方裁判所の民刑事事件を平田金澤地方裁判所長は管内事務一覽表を同時に奉呈し尙控訴院長は管内裁判事務の概況を言上し御前を退きたるとき東宮武官長の手

諮詢案左の如し因に同派に屬する北海道監獄教務所長は過般會同協議を遂げたれば今回の會同には参加せざる事となれるなりと

諮詢案

- 一 新刑法及監獄法ノ施行ニ伴ヒ如何ナル覺悟ヲ以テ教誨教育ヲ施行シツ、アリヤ
- 二 過去一年間ニ於テ新刑法及監獄法ノ在監人ニ及ホセシ狀況如何
- 三 新法ノ目的ヲ達セン爲ニ將來益教務ノ改善ヲ要スヘシ之ニ對スル意見如何
- 四 在監人ノ信仰樹立ニ有効ト認ムル方法如何
- 五 死刑宣告者、重症者其他不治ノ疾患アル在監人ニ信念上安心ヲ與フル方法如何
- 六 教誨ノ効果ヲ測定スル具體的標準アリヤ如何
- 七 在監人ヲ教育スル程度如何
- 八 在監人看習書籍活用ノ狀況如何
- 九 在監人ト家族親戚トノ間ニ融和ヲ缺クモノアラハ之ニ對スル措置如何
- 一〇 出獄人保護ハ如何ナル方法ニ依ルチ可トスルヤ
- 一一 一般出獄人ニ對シ教誨師ヨリノ訓化ヲ與フルニ至便ナル方法アリヤ
- 一二 出獄人ト所屬寺院トノ關係ヲ保持セシムルハ頗ル有効ナリト認ムルニ要スル方法如何

- 一三 出獄人保護ノ精神ヲ一般世人ニ普及セシムルヲ要スヘシ
如何ナル方法ヲ可トスルヤ
- 一四 教誨師カ職務ノ餘力ヲ以テ一般布教ニ關係スルノ可否及
其方法如何
- 一五 在監人ノ死亡者ニ對スル追吊法會ハ感化上有益ナリト認
ム其方法ハ一定シ居ルヤ如何

○内務省地方自治救済事業講習會

内務省にては昨年ノ例に倣ひ地方自治ノ事業及救済事業講習會を開かんとノ計劃ありしが愈本月十一日より文部省内修文館樓上にて開會講習員は郡市町村長篤志家等二百餘名にて同日より三週間繼續修習せしむる筈同日平田内務大臣ノ述へたる要領左の如し

國民の品位 を向上せしめ又生産を奨励し國富の充實を圖る事に就ては曩きに戊申詔書の御煥發もあり戰後國民の奮ふべき所を宣示せられたれば此の御趣意に基き官民共に協力一致し殊に地方團體に於て事務の整理事業の經營其他苟も國運の發展に必用なる事柄に就て孰れも全力を盡さるべからず地方の事業は畢竟實力ミ人間の養成に外ならず特に不頁の徒に對しては訓誨感化を施し社會有用の人たらしめ加之頼邊なき不幸者を救済して其處を得せしめ以て公共の安全を保持し全體を擧げて其福利を増進せしむる事は固より感化救済事業に待たざるべからず

餘地なき盛況を呈せり同講演は基督教を宣傳する宗教家の催に係り監獄日曜と稱し年々一回日曜日を利用して監獄事業の爲めに社會の注意を喚起し思想を鼓吹するものなり尙當日は大隈伯の講演ある筈なりしが微恙の爲め果さゞりしは聽衆の憾とする所なりき

○假出獄者へ注意

(盛岡警察署の企)

岩手縣盛岡警察署にては本月六日盛岡市内に住する假出獄者、刑の執行猶豫者及賭博を常習とせる者等四十名を同署樓上に集め先づ警察署長は戊申詔書の旨趣に基き勤儉の美德なるを説き諭し岩田警務長は一たび惡事を爲せるも善心に立歸らば前罪を償ひ得て餘りあるべし假出獄其他恩典出獄者は今日まで持續したる善き心根を廣く他に及ぼすを肝要なりとすとの意味を反覆訓誨し次に當日招聘したる本派本願寺軍隊布教師兼駐在布教師なる山崎教遠氏は精神修養に關し諄々説き諭したるに一同は頗る感に打たれたる狀見へたるには警務長

して實に列國の俱に苦心經營する處なり
自治の競争 近年著しく歐米各國は都市農村の改良を相競ふの實況を見る今や時代は個人競争より一轉して既に自治體の競争に移りたるが如きの觀あり故に我邦も亦現に來春開催せらるべき日英博覽會に我邦農村の固有の光景を紹介せんが爲め繪畫にして之を出品すべき筈なり

町村の事業熱 町村に依りては未だ販設事業并に事務の整理改善を終らざるに早くも更に他の事業の經營を試むるが如きものなきにあらざる如此實狀にては當に新經營の効果を取めざるのみならず徒に諸種の錯亂と滯留とを來すを免れず此の故に宜く内に顧みて缺點なきを期し鞏固なる基礎を立てたる上新經營に當られん事を望む

感化事業 古來感化救済事業は歴史の示す處に依れば多く宗教家に依りて經營せられたるの關係もあれば之等の歴史より言ふも諸君が最も深き關係を有せらるゝとは固より言ふ迄もなく將來も亦益々此の干係の深厚ならんと希望して已まざる處な故に宗派の如何を問はず互に相提携し歩調を一にして斯の事業のために盡精せられんとを望む

○監獄日曜講演

本月十七日午後六時より神田區三崎町なるパプテスト中央教會に於て法學博士鶴澤聰明、留岡幸助氏の監獄改良に關する講演あり會衆數百名立錫の

以下の關係者大に満足せりと夫より庭前にて一編撮影退散せり

○逃走事故

▲福岡監獄逃走者逮捕せらる
(内外呼應したる顛末を自白す)

福岡監獄建築地に拘禁中なりし囚徒の逃走を幫助したる者ありて共に其踪跡を失したる事實は曩に報道せしが逃走者の一人なる船津一人並に逃走を幫助したる元在監者たりし久原長三郎なるもの客月二十五日下ノ關警察署の手に逮捕せられたる由にて福岡監獄より其筋へ報告したる要領を摘録せんに同人等の申立に依れば久原長三郎は去月六日刑期満ちて釋放せられたる者なるが建築地なる兩新町出張に於て服役中船津一人と共に清國に渡航せんことを約し同人の依頼を受け晝間なれば着用手類を建築場竹柵外の田圃まで持運び置くべく夜間なれば監房を開き誘導せんことを約し出獄したる翌日即ち九月七日の夜九時頃同敷地西非常門の傍

にある松の樹に攀ち登り構内に忍入り第五監前の煉化工場内に潜み機會を待ちつゝありしが巡警看守の通過したるを以て其後逃走者の起臥せる監房に到り船津一人を呼び「彼方へ行て来るから待ち居よ」と云ひ置き直に事務所に入りたるに休憩せる吏員は寢に就き一人の醒むるものなく其左右亦人なきを見澄し鍵箱を探すも見當らず彼處此處を見廻すに事務所内常直看守部長席の後方棚上に鍵箱を發見し其蓋を開け鍵を竊取し去つて再び煉化工場内に潜み巡警看守の通過したる際に乘じ監房の扉を開きたるに船津一人と思ひしに意外にも林藤次郎なる者も共に出て來りたるも之を拒むに由なく殊に他の同房者の覺知する所となり大聲にて役人を呼びたるより驚て扉を押寄せたるまゝ、西非常門を踰越逃走するや船津一人林藤次郎の二名も踵て従ひ出で獄衣を構外の川中に投じ裸體のまま、福間驛の邊に走り古外套及合羽を竊取して之を着し其夜を山中に明かし翌八日夕刻より小倉市に來り道すがら竊盜を爲し門司下ノ關へ渡りたるものなり林藤次郎とは同地にて離れたり又出張所

に建築中の官舎内に遺棄しありたる衣類下駄等は長三郎が構内に忍込む際携へしも逃走事實の思ひの外早く發覺せし爲め携へ逃るの迫なかりしものなりと云ふ、又其後の報告に依れば林藤次郎も逮捕せられたる由

▲嚴原分監囚徒の逃走

本月十一日囚徒十二名を戒護し分監を距る約三十丁の地に於て陸軍小銃射場的の修築作業に就かしめ各囚徒は二名づゝ、聯絆しありしに就業囚徒の内窃盜累犯懲役六年扇宇助(二十五)窃盜累犯懲役三年岡部文次郎(二十一)の二名は午後三時四十分頃上厠せんことを請ふがまゝに許し戒護看守の位置と四間許りの所に於て辨せしめたるが戒護看守が就業中の十名の囚徒に視線を注ぎ他方を顧みざる機會に乘じ連鎖を付したる儘逸疾く其附近の山林に逃遁し林中馳廻れるを認め直に捜査したるに其踪跡を失したり戒護看守は止むなく一同の作業を中止し一名の看守にて之を引卒監内に還りて報告し二名の看守は跡に残りて逃走者の行衛を捜索し又報告に依り分監長は看守を召集し夫々配置したる

に於て陸軍小銃射場的の修築作業に就かしめ各囚徒は二名づゝ、聯絆しありしに就業囚徒の内窃盜累犯懲役六年扇宇助(二十五)窃盜累犯懲役三年岡部文次郎(二十一)の二名は午後三時四十分頃上厠せんことを請ふがまゝに許し戒護看守の位置と四間許りの所に於て辨せしめたるが戒護看守が就業中の十名の囚徒に視線を注ぎ他方を顧みざる機會に乘じ連鎖を付したる儘逸疾く其附近の山林に逃遁し林中馳廻れるを認め直に捜査したるに其踪跡を失したり戒護看守は止むなく一同の作業を中止し一名の看守にて之を引卒監内に還りて報告し二名の看守は跡に残りて逃走者の行衛を捜索し又報告に依り分監長は看守を召集し夫々配置したる

に先に追跡したる二名の看守と後より應したる看守は山林中に會し共に附近一圓の樹林其他の要所を捜査しつゝ、鷄知村、檜ヶ濱、高濱、大舟越村、燒松原口、洲藻村、上坂見等に到り隈なく手を盡したるも其形跡を認めず尙警察署に急を報じ憲兵派出所に捕獲の應援を求めたるより非常捜査に盡したるも未だ逮捕するに至らず

▲八日市場の女囚脱獄す

千葉監獄八日市場分監に拘禁中なりし窃盜犯刑事被告人梅室あき(二十八歳)同岩井リス(十九歳)の兩名は本月四日午前一時四十分頃より同三時までの間に共謀し逃走したり其手段は監房使所側の床板を削ぎ取り床下に下り陶器製食器(小皿)を以て土臺下の土を堀り穿て巾一尺五寸深七寸の空洞を作りこれより監房外に這出し更に同食器を用ひて監房より三間五尺を隔てたる外柵の根土を堀り柵柱根の腐朽したる箇所より脱出し逃走を遂げたり當日同分監にては囑托女監取締勤務し居たるが偶々其良夫の病苦募りたれば看護の爲め許可を得て歸家したるより忽ち戒護を缺くに至れり當直看

守部長は當然補缺勤務者を呼出すべき筈なるに少時にして歸監するならんと思ひ之を爲さず時々自ら巡視したるに過ぎず即ち監視に間隙を生じたるに乗じ逃走したるものにして同部長の午前三時頃巡視したる際始めて脱監の形跡を認め直に追跡逮捕に盡せしも時既に遅く何等の獲る所もなかりしと云ふ、然るに逃走者梅室あきは逃走後一旦父母の居住する所に到りしが是より先二三看守は彼の父母の居所に到り逃走し來りしや捜査したるも未だ其事なきより、若し來らば同伴自首せよと其父に言置きたるより實父は同日午後九時三十分頃逃走者を伴ひ監獄に來りたるにより直に收監し他の一人なる岩井リスは兩三日を経て銚子警察署旭町分署の手に逮捕せられたりと

○刑事人 ロンブローゾー博士逝く

刑事人類學者として又法醫學者、刑家として名聲あるチエール、ロンブローゾー博士は七十五歳を一期として溘焉長逝せり、博士は西曆千八百三十

五年伊國ペロナに生れ幼少の時より哲學、歴史に趣味を有し羅典語希臘語に通じ又能くカルテン支那獨逸諸國の語を究めたり博士は二十歳前後に於て醫學に志しバトウイア、ウヰンナ等の大學に學びたりき、刑事人類學研究の初めは罪人を解剖し其頭骨に異状あるを發見したるより數多の材料を蒐集し多方面より種々研究を遂げ初めて自己の説として發表するに至れるものなるが「人類學より見たる犯罪」と題するもの即ち是れなり爾來博士は刑事人類學の泰斗として推賞され又盛に科學の上より犯罪人には生來身體の或部分に特徴あることを唱道したり博士の説は法曹界の思想を一變するまでには至らざるも之に依りて犯罪と性格との研究彌々盛に益々必要にして相俟つて離るべからざるを證するに至れるは博士の功勞與て大なるものなりと信ず而して今や此計報に接す刑事界並に精神病學界寂寥を感ずること幾許を噫々

○作業賞與金給與率に就て

昨年典獄協議會に於て作業賞與金給與率を定め現

法令

勅令第二四二號

明治四十二年十月十六日

統監府司法廳官制
 第一條 統監府司法廳ハ統監ノ管理ニ屬シ韓國ニ於ケル司法及監獄ニ關スル行政事務ヲ掌ル
 第二條 統監府司法廳ニ左ノ職員ヲ置ク
 長 官 勅任

法令

勅令第二四三號

明治四十二年十月十六日

統監府監獄官制

第一條 統監府監獄ハ統監ノ管理ニ屬ス
 監獄ノ設置及廢止ハ統監之ヲ定ム

第二條 控訴院檢察長ハ統監ノ命ヲ承ケ其ノ管轄區域内ニ在ル監獄ヲ監督ス

第三條 各監獄ヲ通シ左ノ職員ヲ置ク
 典 獄 九 人 奏 任

參 典 官 專任 三人 奏任 内一人ヲ勅任ト
 書記官 專任 二人 奏任 爲スコトヲ得
 監獄事務官 專任 一人 奏任
 通 譯 生 專任 三十八人 判任

第三條 長官ハ統監ノ指揮監督ヲ承ケ職務ヲ掌理ス
 長官事故アルトキハ上席ノ參事官其ノ職務ヲ代理ス
 第四條 參事官ハ長官ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌ル
 參事官ハ臨時命ヲ承ケ職務ヲ掌ル
 第五條 書記官ハ長官ノ命ヲ承ケ職務ヲ掌ル
 第六條 監獄事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ監獄ニ關スル事務ヲ掌ル
 第七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
 第八條 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通譯ニ従事ス

附 則
 本令ハ明治四十一年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

看守長 七十五人 判任
 通譯生 九 人 判任

第四條 典獄ハ統監及控訴院檢察長ノ指揮監督ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス
 典獄ハ判任官待遇職員ノ進退ヲ專行ス
 第五條 看守長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ監獄ノ事務ニ従事シ看守及女監取締ヲ指揮監督ス
 第六條 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通譯ニ従事ス
 第七條 監獄ニハ第三條ニ掲ケタル職員ノ外監獄醫、教護師、教師、藥劑師、看守及女監取締ヲ置ク其ノ定員職務及懲戒ニ關スル規定ハ統監之ヲ定ム
 監獄醫及教護師ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トシ教師、藥劑師、看守及女監取締ハ判任官ノ待遇トス
 第八條 統監ハ必要ニ應ジ分監ヲ置クコトヲ得
 分監長ハ看守長ヲ以テ之ニ充ツ
 分監長ハ典獄ノ指揮監督ヲ承ケ分監ノ事務ヲ掌リ部下ノ職員ヲ指揮監督ス
 第九條 典獄事故アルトキハ上席ノ看守長其ノ職務ヲ代理シ分監長事故アルトキハ上席ノ看守長又ハ看守其ノ職務ヲ代理ス

附 則
 本令ハ明治四十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二三九號
 第一條 統監府監獄ニ於ケル事務ノ取扱ニ關シテハ普通監獄ニ於ケル例ニ依ル但シ管刑ニ付テハ韓國法規ニ依ル

第二條 監獄事務ニ關シ司法大臣ニ屬スル職務ハ總監之ヲ行フ
 第三條 韓國法規ニ定メタル刑ハ左ノ對照ニ依リ其ノ刑名ヲ刑法ノ刑名ト看做ス
 韓國法規ノ刑

死 刑 死刑ノ刑
 流 刑 禁錮
 懲 役 懲役
 禁 錮 禁錮
 拘 留 拘留

第四條 韓國人ニ對スル死刑ハ韓國ノ國忌慶節日ニハ之ヲ執行セ
 ス

附 則
 本令ハ明治四十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

叙任及辭令

任司法屬給八級俸 (千葉) 看守長 小山 鉦次
 監獄局職務課勤務ヲ命ス (浦和) 看守長 早川 直亨
 給三級俸 (長崎) 看守 山 中 鐵一
 任看守長給九級俸 (京都) 看守長 立石 重司
 依願免本官
 任看守長給九級俸 依願免本官
 給五級俸 依願免本官
 三池監獄詰ヲ命ス (集鴨) 看守長 大西 次夫
 任看守長給九級俸 (高松) 看守 岩田 米太郎
 任看守長給九級俸 (長崎) 看守 尾崎 吉次郎

監獄局職務課勤務ヲ命ス (三池) 看守長 柏木 幸平
 京都監獄詰ヲ命ス (京都) 看守長 川村 正照
 京都監獄津分監長ヲ命ス (京都) 看守長 淵澤 豊郷
 依願免教誨師 (水戸) 教誨師 宮 恆信 淳
 任看守長給十八圓 (千葉) 看守 岩田 元次郎
 鳥取監獄詰ヲ命ス (福井) 典獄 芥川 忠藏
 福井監獄詰ヲ命ス (鳥取) 典獄 山 崎 正
 任看守長月俸給二十二圓 (沼津分) 看守長 森島 柳太郎
 福島監獄白河分監長ヲ命ス (沼津分) 看守長 福地 安
 静岡監獄沼津分監長ヲ命ス (白河分) 看守長 佐藤 省吾
 給三級俸 (橫濱) 看守長 小澤 千代藏
 依願免本官
 任看守長給九級俸 (宇都宮) 看守 宇野 隼太
 東京監獄詰ヲ命ス (名古屋) 看守長 屋山 朝太郎
 給五級俸 (長崎) 看守長 津村 駒治
 依願免本官 (前橋) 看守長 笹沼 勢太郎

本會記事

○茶話會

客月十八日第三土曜日を以て茶話會を開き午後二時より司法省參事官谷野格氏の講演あり講演の要領は速記せしも同氏より一文章として綴り投せられたれば其全文を論說欄に掲げたり就て熟讀せらるべし當日の來會者左の如し

依願免本官 (和歌山) 看守長 川島 堅磐
 和歌山監獄田邊分監長ヲ命ス (和歌山) 看守長 井口 兵之助
 任看守長給九級俸 (高知) 江村 繁太郎

松隈 房吉 富永 實文 白井 勇松 園 權一
 金澤 公柄 櫻井 重次郎 西卷 勘次 井上 謙敬
 五月女長三郎 姉崎 繼藏 山本 神助 木村 義平
 千葉 安次郎 藤野 亮道 山内 新七 須藤 伊平
 西元 龍拳 君塚 庄次郎 蘭幸田彦次郎 鈴木 伊三郎
 原 善聽 小原 綱五郎 木島 正三 小倉 繁
 岩田 峯太郎 北村 貞造 小澤 機次郎 天野 彌助
 山口 友行 武田 慧安 谷仲 春治 田中 早穂
 野村 忠平 代田 龜太郎 松尾 義清 山田 四茂作
 秋元 源次郎 松本 盛惠 梅本 増次郎 求 曾松
 結城 冬榮 大澤 酉藏 小柳 鐵太郎 鯉淵 誠

○豫報

本月十日例に茶話會に於て内務省地方局囑託生江孝之氏の監獄界に於ける余が二大恩師と題する講演ありたり同筆記は來月分本紙に掲載する筈

○讀者の問編者の答
 雜組欄は廢止になつたのでありますか
 (問) 廢止したのでありますませんが成るべく繰合せせなかつたのでありますからドシヤヤ寄せて下さい
 (答) 載せまますからドシヤヤ寄せて下さい
 (問) 雜組欄に寄稿するのは、はがきに限るのですか短文なれば宜いのですか
 (答) はがきとしたのは寄稿諸君の便利を謀つたのであります、編輯の便宜から云へば半紙に一行二十二字詰に願ひたい但し成るべく十行以上とせられたし
 (問) 寄稿は毎月何日まで送るがよろしきや毎月五日頃までに届けば其月の雜誌に載せる積りです

德富 織江 長谷川 博 今井 市松 蓮 舞一郎
 河野 純孝 松原 清太郎 武田 仁恕 逸見 祐之助
 田中 一雄 大草 東三郎 金森 光雄 武政 隆三郎
 香川 又二郎 森 元 祐 畑 一 堀 水名瀧 禮助
 藤澤 正啓 疊野 胤珍 眞木 喬 谷野 格
 小山 温

會費送附方

肩書	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會理事 藤澤正啓	神田一ツ橋通郵便局

明治四十二年十月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地
 編輯人 豐野胤珍
 印刷所 東京市四谷區受住町二番地
 發行所 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地
 印刷所 東京市四谷區荒木町二十七番地
 印刷所 東京市四谷區受住町二番地
 賣捌所 東京市書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾貳卷第十號)明治四十二年十月二十日發行(每月一回二十日發行)